

第5回 阿賀野川大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時：令和元年5月22日（水）14:00～15:00

場所：新潟市秋葉区文化会館 練習室1

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

(1) 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定について
資料-1

(2) 各機関の取組状況について 資料-2、様式-1-取組一覧

1) 取組概要 資料-2-1

2) 取組状況 資料-2-2

3) 新たな課題や取組 資料-2-3

3. その他 資料-3

1) 避難勧告等に関するガイドラインの改定について

2) 危機管理型水位計の設置について

3) 巡回パネル展について

4) 自然災害伝承碑に係る依頼について

4. 閉会挨拶

第5回 阿賀野川大規模氾濫に関する減災対策協議会 出席者名簿

指摘

日時: 令和元年5月22日(水) 14時00分から

場所: 新潟市秋葉区文化会館 練習室1

構成機関名	代表者名		備考
新潟市	市長	中原 八一	危機管理監 木山 浩(代理)
五泉市	市長	伊藤 勝美	
阿賀野市	市長	田中 清善	阿賀野市危機管理課長 鈴木 昇二(代理)
阿賀町	町長	神田 一秋	課長補佐 阿部 有一(代理)
新発田市	市長	二階堂 馨	地域安全課長 中野 修一(代理)
東北電力(株) 会津若松支社	支社長	二坂 広美	会津ダム管理センター所長 保坂 稔(代理)
新潟県 新潟地域振興局	地域整備部長	山ノ内 久	治水課長 川辺 英昭(代理)
新潟県 新発田地域振興局	地域整備部長	金子 法泰	
新潟県 新津地域整備部	地域整備部長	長谷川 文麿	
新潟県 津川地区振興事務所	所長	有波 修	参事(土木整備部長) 沼屋 賢一(代理)
新潟地方気象台	台長	高橋 清利	防災管理官 杉田 興正(代理)
北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所	所長	中谷 正勝	

オブザーバー機関名	参加者名		備考
東日本旅客鉄道(株) 新潟支社	総務部安全企画室 長	鈴木 敏之	

随行者	参加者名		備考
新潟市	危機対策課 副主査	坂井 貴俊	
五泉市	総務課 防災係長	加藤 了	
阿賀野市	高齢福祉課長	宮尾 敦	
阿賀町	主任	石井 孝之	
新潟県 新発田地域振興局	治水課長	出村 豊	
新潟県 新津地域整備部	工務課長	吉田 義治	
新潟地方気象台	水害対策気象官	和泉 裕幸	

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定について

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
(1)関係機関の連携体制			
<p>・大規模氾濫減災協議会等の設置</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・改正水防法に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会へ移行、又は新たに設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。</p> <p>【国管理河川】 ・2016年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置し、取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく128協議会を設置済。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく267協議会を設置済。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・各地域で発生する災害の状況や高齢者の被災リスク等を踏まえ、必要に応じて、協議会の構成員に利水ダムの管理者、市町村の高齢者福祉部局を追加。 ・大規模氾濫減災協議会にメディア連携分科会を設置するなど、メディア連携のための協議会を設け、地域の取り組みを推進。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・改正水防法に基づく協議会への移行が完了していない協議会は、速やかに移行。「地域の取組方針」未作成の協議会は、速やかにとりまとめ。</p> <p>【砂防】 ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、既設協議会等との連携強化。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・構成員の変更が生じた場合等、適宜、「地域の取組方針」を見直し。協議会等を適宜開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直し。 ・協議会等の場を活用して取組内容等についてホームページ等で公表。 ・引き続き、協議会で関係機関の取組をフォローアップし、ハード・ソフト対策を推進。</p> <p>【砂防】 ・連絡会の設置を進めるとともに、連絡会において、防災体制、防災意識の啓発、避難訓練等について取組方針とまとめ。</p>
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組			
①情報伝達、避難計画等に関する事項			
<p>・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)</p>	<p>【国管理河川】 ・2018年12月までに109水系に係る全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等でホットライン構築済。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・2017年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。 ・協議会の場等を活用し、2018年6月までに、全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築済。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。</p>
<p>・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)</p>	<p>【共通】 ・2016年8月に地整・都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。</p> <p>【国管理河川】 ・2017年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成済。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・2017年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。 ・2018年12月までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる1,170市町村のうち、36都道府県の562市町村で水害対応タイムラインを作成。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</p> <p>【砂防】 ・全国の土砂災害に関する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場を活用して、その取組を共有。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。</p> <p>【砂防】 土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するため、土砂災害に関する行動計画作成の取り組みを支援するとともに、防災訓練を実施。</p>
<p>・多機関連携型タイムラインの拡充</p>	<p>【共通】 ・2016年8月に地整・都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。</p> <p>【国管理河川】 ・2018年12月までに、全国27地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。</p> <p>(※1)市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2)要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応</p>	<p>【共通】 ・ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。</p>	<p>【共通】 ・先行実施の状況等も踏まえ、必要に応じて「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」にブロックタイムライン策定の考え方を反映させるなどの見直しを実施。 ・主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。</p>

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
・水害危険性の周知促進	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 ・2017年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表(2018年12月改定)し、都道府県に通知。 ・今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」に記載。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。) ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。
・ICT等を活用した洪水情報の提供	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。 ・2018年12月に「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」でメディア連携の施策についてとりまとめ。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の枠組みを活用した全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年2回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。
・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年5月に全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険レベル(警戒レベル)の導入に関し、洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表文にて運用。 ・関係機関との連携のもと、各種防災情報における住民自らの行動(避難準備や避難開始)のためのトリガーとなる情報を明確化し、これらのトリガー情報について適切なタイミングで緊急速報メールを配信するための仕組みを構築。 ・水害・土砂災害に関する緊急速報メールについて、緊急性とその内容が的確に伝わるよう、配信文例を作成し関係者間で共有し、自治体にも周知。 <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険レベル(警戒レベル)を踏まえた土砂災害警戒情報を発表できるよう、参考となる発表文を見直し、運用。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、これまで別々に管理されてきた水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムによる情報提供を開始。
・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	—	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家リアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する流域住民等へ周知。 ・ダム等の洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供等が必要なダムについては、関係機関と調整を図り、調整が整ったダム等から順次実施。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び水機構管理123ダムのうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、2019年度までに実施。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び水機構管理123ダムのうち、2019年度までに避難行動に繋がるダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 	<p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29都道府県において、スネークラインを公表済。 	<p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スネークラインの公表等の土砂災害警戒情報を補足する情報に関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。 	<p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システムの改修に合わせ、順次スネークラインの公表等を実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・避難計画作成の支援ツールの充実 	<p>—</p>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・109水系における計画規模の洪水浸水想定区域図を浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション検索システム)に実装。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県管理河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図について公表に合わせ、浸水ナビに順次実装。 ・2020年度までに、約1500河川について実装。
<ul style="list-style-type: none"> ・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成した市町村において、広域避難を考慮した自治体を対象に、関係機関との調整内容や協定等の実態調査を実施し、協議会等の場を通じて結果を共有。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会等の場を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 	<p>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設への説明会の開催。(2017年6月までに全47都道府県で実施済み) ・2017年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 ・2017年8月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂。 ・2017年8月に、避難確保計画の作成について、消防計画等の既存の計画に追記等する場合の留意事項をとりまとめHPで公開。 ・2017年8月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岡山県、岩手県においてモデルとなる社会福祉施設を選定し、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)」を作成。2018年3月に兵庫県のモデル施設における事例を追加し、第2版を作成。 ・2018年9月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、山梨県においてモデルとなる医療施設を選定し、避難確保計画を作成し知見をとりまとめて公開するための第1回ワークショップを開催。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度に、要配慮者利用施設の施設管理者等を対象とした講習会を通じて避難確保計画作成の促進を図る「講習会プロジェクト」を立ち上げた。2017年度は三重県津市と連携して試行的に講習会を実施し、2018年3月に市町村における講習会の実施あたって参考となる「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。 ・2018年に全国7市において講習会プロジェクトを実施。 	<p>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事例を踏まえ、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)」に医療施設に関する事例を追加。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年12月までに講習会プロジェクトを開始した7市に加えて、新たに開始した5市町を合わせた12市町における知見を踏まえて「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を改訂。 	<p>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改訂。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
<p>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p> <p>・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月までに全109水系において作成・公表済。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の場を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」に記載。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の早期指定を促進。 ・2016年4月に内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)を公表済。 <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年1月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表 ・土砂災害防止推進会議を設置し、先進的な取組事例を共有 ・2018年12月に、基礎調査の推進及び速やかな指定を行うよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。 <p>【海岸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下により、高潮浸水想定区域の指定に向けた取組を実施。 ・「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を策定。 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・緊急点検の結果を踏まえた通知等による早期指定の働きかけを実施。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム下流部において浸水想定図の作成が必要なダムについては、関係機関とダム下流部の浸水想定図作成範囲等について調整を実施し、調整が整ったダムから順次、浸水想定図を作成。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検結果を「地域の取組方針」に反映。 ・協議会等の場を活用して、作成・公表実施状況を確認。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ浸水想定区域の指定に関する助言を実施。 <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強化等防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき基礎調査の早期完了を推進。 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表。 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。 <p>【海岸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所において対策を実施。 ・＜国管理＞2019年度までに約100ダムで実施。 ・＜都道府県管理＞2020年度までに約200ダムで実施。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の約150河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成を概ね完了。 <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度末までに、土砂災害警戒区域指定の前提となる基礎調査が未了の約40,000箇所について、基礎調査を完了。 <p>【海岸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、未公表の海岸・都道府県のうち、当面の公表の必要性が高い約30海岸・都道府県において、公表を概ね完了。
<p>・ハザードマップの改良、周知、活用</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年8～9月に、協議会等の場を活用し、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び関係市町村における周知に関する取組状況を共有。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の作成等を促進。 	<p>【国・都道府県管理河川、砂防、海岸共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の場を活用して、ハザードマップの作成状況等の重要インフラ緊急点検結果について、市町村に共有。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、市町村に提供。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ内水ハザードマップの作成に関する助言を実施。 	<p>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ作成や住民説明等に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模に対応したハザードマップが未作成の約800市町村について、作成・公表。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による内水ハザードマップの作成を概ね完了。 <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害のおそれが高い市町村のうちで土砂災害ハザードマップを未作成の約250市町村において、作成完了。 <p>【海岸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、最大クラスの津波・高潮に備えて緊急の対応を要する約50市町村において、概ね作成完了。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
・浸水実績等の周知	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供済。 ・2017年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <p>浸水実績等を用いた水害リスクの周知の取組について、事例集を作成し、協議会等の場を活用し共有。</p>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。
・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年6月に、ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」で全国109水系の国管理河川における洪水浸水想定区域(想定最大規模)を掲載。 ・2018年10月に災害リスク情報のオープンデータ提供を開始。 ・2018年12月に、「重ねるハザードマップ」で土地分類基本調査の5万分1地形分類図を掲載。 ・2018年12月に、「わがまちハザードマップ」のリンク先情報をCSV形式で提供。 	<p>【国・都道府県管理河川等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図を掲載。 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域(想定最大規模)や高潮浸水想定区域を掲載。 	<p>【都道府県管理河川等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域(想定最大規模)、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等を掲載。
・災害リスクの現地表示	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。 ・2018年9月までに、まるごとまちごとハザードマップを181市区町村で実施。 <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年12月に、土砂災害区域等について現地に標識を設置する等の取組を推進するよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について、協議会等の場を活用し共有。 <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示の拡大を促進。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水の浸水リスクについて、関係機関と連携し、まるごとまちごとハザードマップの取組を推進。 <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有するとともに、過去に災害があった市町村を中心に土砂災害警戒区域等の標識設置を推進。
・防災教育の促進	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成済。 ・2016年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 ・2017年11月に、協議会等の場を活用した取組を推進するよう、文部科学省と同日付で通知文を发出済。 ・2018年3月に防災カードゲームや動画などの防災教育に関するコンテンツを収録した防災教育ポータルを開設済。 ・2018年6月に学校における水害避難訓練を支援するため、水災害からの避難訓練ガイドブックを作成済。 ・2018年9月に河川管理者向けに「学校教育を理解するためのスタートブック」及び、学校関係者向けに「水と川学びのススメ」を作成済。 ・避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」に関する通知を发出。 ・水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を发出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。
・避難訓練への地域住民の参加促進	—	<p>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し、各自治体に共有するなど、協議会等の場を通じて関係機関と連携して順次実施。 	<p>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し、各自治体に共有するなど、協議会等の場を通じて関係機関と連携して順次実施。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
<p>・共助の仕組みの強化</p>	<p>—</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年3月に、自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練を含む「2019年度「水防月間の実施」」を通知。 ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導を含む訓練を実施。 ・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成も推進するとともに、地域と連携した避難確保の具体的な取組について事例を収集。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。</p> <p>【国管理河川】 ・協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。</p> <p>【国管理河川】 ・引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。</p>
<p>・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進</p>	<p>—</p>	<p>【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。</p>
<p>・地域防災力の向上のための人材育成</p>	<p>—</p>	<p>【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。</p>	<p>【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。</p>

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
<p>③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p> <p>・洪水予測や水位情報の提供の強化</p>	<p>【国管理河川】 ・2018年7月から、荒川水系(関東)、山国川水系、川内川水系の3水系において、水害リスクラインによる関係市町村への水位情報提供の試行を開始。</p> <p>【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」(地下街を有する自治体で構成)を設置し、今後の水位周知下水道の指定に向けた検討等を実施中。 ・2016年4月に水位周知下水道制度に関する技術資料(案)を公表済。</p> <p><危機管理型水位計> 【国管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約770箇所を設置済。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約500箇所を設置済。</p> <p><河川監視用カメラ> 【国管理河川】 ・2015年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間(※)に設置完了。</p> <p>(※)2016年1月時点</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。</p> <p>【国管理河川】 ・109水系全ての一級水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始。</p> <p>【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ水位周知下水道の指定に関する助言を実施。</p> <p><危機管理型水位計> 【国管理河川】 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会等の場を活用して、配置状況を確認。(2017年の緊急点検を踏まえ2018年度までに約3000箇所に設置)</p> <p><河川監視用カメラ> 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。</p> <p><水文観測所の停電対策> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。 【国管理河川】約300箇所 【都道府県管理河川】約800箇所</p>	<p>【国管理河川】 ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。</p> <p>【下水道】 ・2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、水位周知下水道の指定を検討し、相当な損害を生ずるおそれがある地区について、順次指定。</p> <p>【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、海岸管理上重要な施設で欠測防止等の対策がとられていない施設のうち、早期に対策が必要な約30施設について、欠測防止対策やリアルタイム化のための対策を完了。</p> <p><危機管理型水位計> 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。(2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置)</p> <p><河川監視カメラ(既存)の監視機能の強化> 【国管理河川】 72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ(公開・夜間監視が可能)の対策を順次実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置)</p> <p><河川監視用カメラ> 【国・都道府県管理河川共通】 ・リアリティーのある河川の状況を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によるリアリティーのある災害情報の積極的な配信。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約1,700箇所設置) 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約2,000箇所設置)</p>
<p>・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)</p>	<p>【国管理河川】 ・氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない国管理河川区間で約871km実施。</p>	<p>—</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、高齢者が特に多い地域等において、危機管理型ハード対策等を概成。 <国管理河川>約30河川 <都道府県管理河川等>約130河川</p>
<p>・避難路、避難場所の安全対策の強化</p>	<p>—</p>	<p>【砂防】 ・特に緊急性の高い箇所において土砂災害のおそれの周知などの取り組みを順次着手。</p>	<p>【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害により避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約620箇所において、円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。</p>

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
・応急的な退避場所の確保	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ・新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、3か年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要がある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。
・河川防災ステーションの整備	【国管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを58水系72河川97箇所整備。 【都道府県管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整。
(3)被害軽減の取組			
①水防体制に関する事項			
・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の点検、整備などを含む「水防月間の実施」を毎年度出水期前に通知。 【国管理河川】 ・2015年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。
・水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間を実施。 ・毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施済。 ・2017年10月より、国土交通省の災害情報に水防団の活動状況を掲載するとともに、把握したすべての水防活動の一覧、代表事例を国土交通省のホームページに掲載し、水防活動をPR。 ・2018年4月に、水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報を実施。 ・2018年8月に、「水防活動の広報マニュアル」を作成し、関係機関へ周知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年2月に水防団員の意識啓発のため、水防功労者大臣表彰について実施。 ・2019年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間について、近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整し実施。 ・水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報について、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整し実施。 ・水防団員確保の取組を含む水防に関する情報を一元的に扱う「水防ポータル」の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施するとともに、必要に応じて本省としても水防団員募集に係る広報を実施。
・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団等の技術力向上のため、水防訓練を実施。 ・2018年3月に、昨年の法改正を踏まえ、要配慮者利用施設の避難訓練や地域の建設業者と連携した訓練の実施などの訓練の充実を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防団等の技術力向上のため、水防訓練を近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整した上で実施。 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容について近年の水害を踏まえ検討・調整して実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。
・水防関係者間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年8月に、「民間事業者の水防活動への参画の促進について」を通知済。 ・2018年2月に「今出水期における水防活動等の振り返りについて」を通知し、関係者間で連携・協力した水防活動の検討を実施済。 ・2018年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・出水期における水防活動等を関係者間で振り返り、改善点の確認及び対応策の検討を実施するよう通知し、2019年2月までに結果を集約。 ・2019年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2019年度「水防月間の実施」を、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整した上で通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて関係者の協力内容等について検討・調整し改善を図る。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
②多様な主体による被害軽減対策に関する事項			
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報や耐水化・非常用電源等の必要な対策の実施状況・今後の予定に関する情報を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施し、対策の実施状況については協議会で共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。
・早期復興を支援する事前の準備	【国・都道府県管理河川共通】 ・民間企業が水害対応版BCP策定の参考にできるよう「浸水被害防止に向けた取組事例集」を作成・公表。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台 等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き(仮)」を作成・公表。 等
(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組			
・排水施設、排水資機材の運用方法の改善	【国管理河川】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。	【国管理河川】 ・各水系で作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会等の場において共有。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川において作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会の場等において共有。	【国管理河川】 ・2020年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業準備計画を作成。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
・排水設備の耐水性の強化	—	【下水道・国管理河川】 ・浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。	【下水道・国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約70箇所(水密扉の設置等約10箇所)、河川の排水機場約20箇所について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。
・浸水被害軽減地区の指定	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地の有無について把握。 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、氾濫シミュレーション結果や地形情報等の提供を順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者へ氾濫シミュレーション結果や地形情報等が未提供の地域について、これらの情報を提供。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会等の場を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。
・庁舎等の防災拠点の強化	—	【国管理河川・砂防】 ・防災業務計画に定められた停電対策が未対応の河川関係事務所9庁舎、砂防関係出張所4庁舎について、対策を実施。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設(10地方整備局等)の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
(5) 防災施設の整備等			
<p>・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)</p>	<p>【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて定めた「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」約1,200kmの内、2018年3月までに約281km実施。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・平成29年の中小河川緊急治水対策プロジェクトで定めた「再度の氾濫防止対策」約400河川の内、2018年9月までに約270河川で現地着手済。</p>	<p>—</p>	<p>【国管理河川】 ・2020年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。</p>
<p>・本川と支川の合流部等の対策</p>	<p>—</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間についてリスク情報等を共有。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川</p>
<p>・多数の家屋や重要施設等の保全対策</p>	<p>—</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、氾濫による危険性が特に高い等の区間についてリスク情報等を共有。 ・特に優先して実施すべき箇所や建設発生土・伐採木の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。</p>
<p>・流木や土砂の影響への対策</p>	<p>【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を約500河川のうち、約5割で現地着手。</p>	<p>【砂防】 ・多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための透過型砂防堰堤等の整備を実施。</p>	<p>【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を2020年度までに約500河川で整備。</p>
<p>・土砂・洪水氾濫への対策</p>	<p>—</p>	<p>【砂防・都道府県管理河川】 ・協議会の場等において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所について情報を共有。 ・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討・調整。</p>	<p>【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い約410箇所(砂防)・約20河川(河川)において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。</p>
<p>・ダム等の洪水調節機能の向上・確保</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国52ダムで実施(完成31ダム、実施中21ダム)。 ・2018年度より、3事業に新たに着手。 ・2017年6月に「ダム再生」をより一層推進する方策を示す「ダム再生ビジョン」を作成済。 ・2018年3月にダム再生の手続きや技術上の留意点等について、現時点の知見をとりまとめた「ダム再生ガイドライン」を作成済。 ・都道府県が実施するダム再生の計画策定を支援する「ダム再生計画策定事業」を2018年度に創設。</p> <p>【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、2017年度に実施した総点検結果を踏まえて関係機関等と調整を行い、調整が整った一部のダムで運用を開始。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。</p> <p>【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、関係機関等と調整を行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ＜国管理＞約20ダム ＜県管理＞約10ダム ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。</p> <p>【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。</p>

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
<p>・重要インフラの機能確保</p>	<p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度末までに、ほぼ全ての下水道管理者でBCPを策定済み。 ・2017年9月に下水道BCP策定マニュアル2017年版(地震・津波編)を改定し、ブラッシュアップを推進。 ・2018年3月末時点における都市浸水対策達成率は約58%。 	<p>【国管理河川(高規格堤防実施区間)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿川の地方公共団体や民間事業者等に対して、新たに創設した地権者向けの税制や、民間事業者による川裏法面敷地の一体的な活用について周知を行うとともに、高規格堤防の整備の推進に向けた調整・検討。 <p>【下水道・国・都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・下水道の各主体が連携して実施すべき対策について検討・調整。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害版のBCP策定マニュアルの作成に着手し、点検項目等を整理し情報提供。 ・浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。 	<p>【国管理河川(高規格堤防実施区間)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿川の地方公共団体や民間事業者等との情報交換を十分に行い、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に地方公共団体や民間事業者等に提案する取組を実施し、新規着工に向けた調整・検討。 <p>【下水道・国・都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除方策を関係機関で連携して検討し、順次実施。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに、各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防止軽減策の支援を推進。 <p>【砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。 <p>【海岸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱える海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果があげられる緊急性の高い約130箇所において、堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等を実施。
<p>・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</p>	<p><樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進></p> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等を対象に、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」(案)を作成。 <p><操作の確実性向上に向けた操作規則案の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年4月に「河川管理施設の操作規則の作成基準の改正について」を作成。 	<p>—</p>	<p><樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進></p> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 <p><確実な施設の運用体制確保></p> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。 <p><電力供給停止時の操作確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えるため、予備発電機の運転可能時間延伸等の緊急対策を実施。 <p>【国管理河川】約30ダム、排水機場等 約30台</p> <p>【海岸】予備発電機の設置等 約20施設</p>

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
<p>・河川管理の高度化の検討</p>	<p>【国管理河川】 ・2017年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト(※1)での陸上・水中ドローン(※2)および全天候型ドローン(※3)を開発。全天候型については製品化済。 <河川管理における三次元測定の推進> ・ALBによる河川定期縦横断面測量の実施を試行 <民間が有する力の活用> ・2018年12月に「官民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹木の伐採の推進について」を通知。 (※1)IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2)陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン (※3)降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン</p>	<p>【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 <全天候型ドローン>約30台 <陸上・水中レーザードローン>約10台</p>	<p>【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。</p>
(6)減災・防災に関する国の支援			
<p>・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・2018年度防災・安全交付金において、中小河川の緊急点検に基づく再度の氾濫防止対策について重点配分を実施。</p>	<p>【共通】 ・計画的・集中的な事前防災対策を推進するため、地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設。</p>	<p>【共通】 ・防災・安全交付金及び個別補助事業により、水防災意識社会再構築の取組を支援。</p>
<p>・代行制度による都道府県に対する技術支援</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・2017年に代行制度を創設。 ・2017年7月九州北部豪雨で被災した河川について、権限代行制度により国が緊急的な河道の確保を実施するとともに、2017年12月に本格的な復旧についても着手済。</p>	<p>—</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・ダム再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。</p>
<p>・適切な土地利用の促進</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。 【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・不動産関係業界と連携して、不動産関係団体の研修会等の場において、水害リスクに関する情報の解説を実施。 【国管理河川】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図について浸水ナビで実装。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して災害危険区域指定等に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</p>
<p>・災害時及び災害復旧に対する支援</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施済。 ・国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 ・国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施済。 ・「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について(事例集ver2)」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成し、各地整や都道府県等に対し周知済。</p>	<p>—</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムの充実に引き続き取り組み、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。</p>
<p>・災害情報の地方公共団体との共有体制強化</p>	<p>【国管理河川】 ・2015年9月から、DiMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。 ・DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。</p>	<p>—</p>	<p>【国管理河川】 ・引き続き、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。</p>

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』(2015年12月、社会資本整備審議会答申)、『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』(2017年1月、社会資本整備審議会答申)及び『大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について』(2018年12月、社会資本整備審議会答申)を受け、進めている調査研究等の取組(「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「近年の降雨状況の計画への適切な反映」、「複合的な災害に関係機関が連携して対応する仕組み」、「気候変動によるリスク変化の解明」、「様々な水災害の発生メカニズムの解明」、「各種災害リスクの統一的な評価手法の開発」、「豪雨等による社会経済被害の把握」、「顕在化している気候変動の影響を踏まえた対策」、「洪水予測精度の向上」、「降雨予測を活用したダム操作の高度化」、「土砂災害警戒情報及び補足情報の高度化」及び「住民避難に資する情報提供」)については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。

※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、「協議会」と表記している。

各機関の取組状況について

1) 取組概要

平成30年度：減災目標を達成するための取り組み概要

ハード対策の主な取組

■洪水を河川内で安全に流す対策

○河道掘削、侵食対策、浸透対策

- ・北陸地方整備局：下里地区河道掘削工事中【H31.3引き続き工事予定】
- ・新潟県：支川新井郷川、福島潟、駒林川の工事を実施。本川は津川で工事を実施【R1.5現在】

■危機管理型ハード対策（天端保護）

○堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強

- ・新潟県：阿賀野川、中ノ沢川を実施済み【R1.5現在】

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○新技術を活用した水防資機材の検討及び配備

- ・北陸地方整備局、新潟県、新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町、新発田市
：出水期前に水防資機材の配備状況を確認。

○円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計等の設置

- ・北陸地方整備局：危機管理型水位計を13箇所を設置。簡易型カメラ4箇所設置【R1.5現在】
- ・新潟県：危機管理型水位計を7河川7箇所を設置済み、今年度9河川9箇所を設置予定【R1.5現在】
簡易型カメラを6河川9箇所を設置予定【R1.5現在】

平成30年度：減災目標を達成するための取り組み概要

ソフト対策①：円滑かつ迅速な避難行動のための取組

■情報伝達、避難計画等に関する事項

○リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実

- ・新潟県：R1.6月中旬頃を目処に河川防災情報システムを改良し、新デザインとして稼働予定【R1.5】
- ・新潟市：「にいがた防災アプリ」の更なる普及、緊急告知FMラジオ購入費助成制度についての広報を実施
- ・阿賀野市、五泉市、新発田市：緊急速報メールについての広報を実施。
- ・阿賀町：洪水時のダム放流情報や水位情報等をTV電話（告知情報端末）で情報発信
- ・東北電力（株）：ダム放流情報に関する説明を各自治体広報誌に掲載

○立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討

- ・新潟市：阿賀野川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域内にある避難所について開設しないこととした

○広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知

- ・新潟市、阿賀野市、五泉市、新発田市：ハザードマップを全戸配布

■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

○自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施

- ・北陸地方整備局、新潟県、新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町、新発田市：点検を実施

○効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布

- ・北陸地方整備局、新潟県、新潟地方气象台、新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町、新発田市：水防災関連のパンフレットの作成や、配布・説明を実施

平成30年度：減災目標を達成するための取り組み概要

ソフト対策②：洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

○水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施

- ・北陸地方整備局、新潟県、新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町、新発田市

：水防連絡会にて連絡体制を確認【R1.5.22】

- ・東北電力(株)：「阿賀野川洪水対策連絡協議会」の中で連絡体制を確認予定【R1.5.27】

○毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施

- ・北陸地方整備局、新潟県、新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町、東北電力(株)

：水防訓練、災害対策車両の訓練などを実施

○水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進

- ・新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町、新発田市：広報誌やポスター、イベント等で団員の募集を実施。

○国、県、自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施

- ・北陸地方整備局、新潟県、新潟市：職員が水防技術講習会に参加。

■ 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

○要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施

- ・新潟県：要配慮者利用施設向け啓発チラシを作成・配布

避難確保計画に係る講習会プロジェクトに参加予定

- ・新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町、新発田市：要配慮者利用対象施設へ避難確保計画作成を促す。

平成30年度：減災目標を達成するための取り組み概要

ソフト対策③：社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

○大規模水害を想定した阿賀野川排水計画(案)の検討を実施

- ・北陸地方整備局：L1・R1ブロックの排水計画(案)の検討を実施
- ・阿賀野市：国が古川樋門に堤防乗り越し管を、県と市が排水ポンプ格納施設を設置

○排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備

- ・北陸地方整備局、新潟県、阿賀野市：古川樋門で災害対策車両の訓練を実施【H30.8.27】
- ・北陸地方整備局、新潟県、阿賀野市、五泉市、新発田市：太田川排水機場で排水ポンプ車の実働訓練を実施【R1.5.9】
- ・新潟市、阿賀野市、五泉市：排水ポンプ車出動要請の連絡体制を確認
- ・阿賀町：新潟県作成の平成30年度版災害対応マニュアルで確認

各機関の取組状況について

2) 取組状況

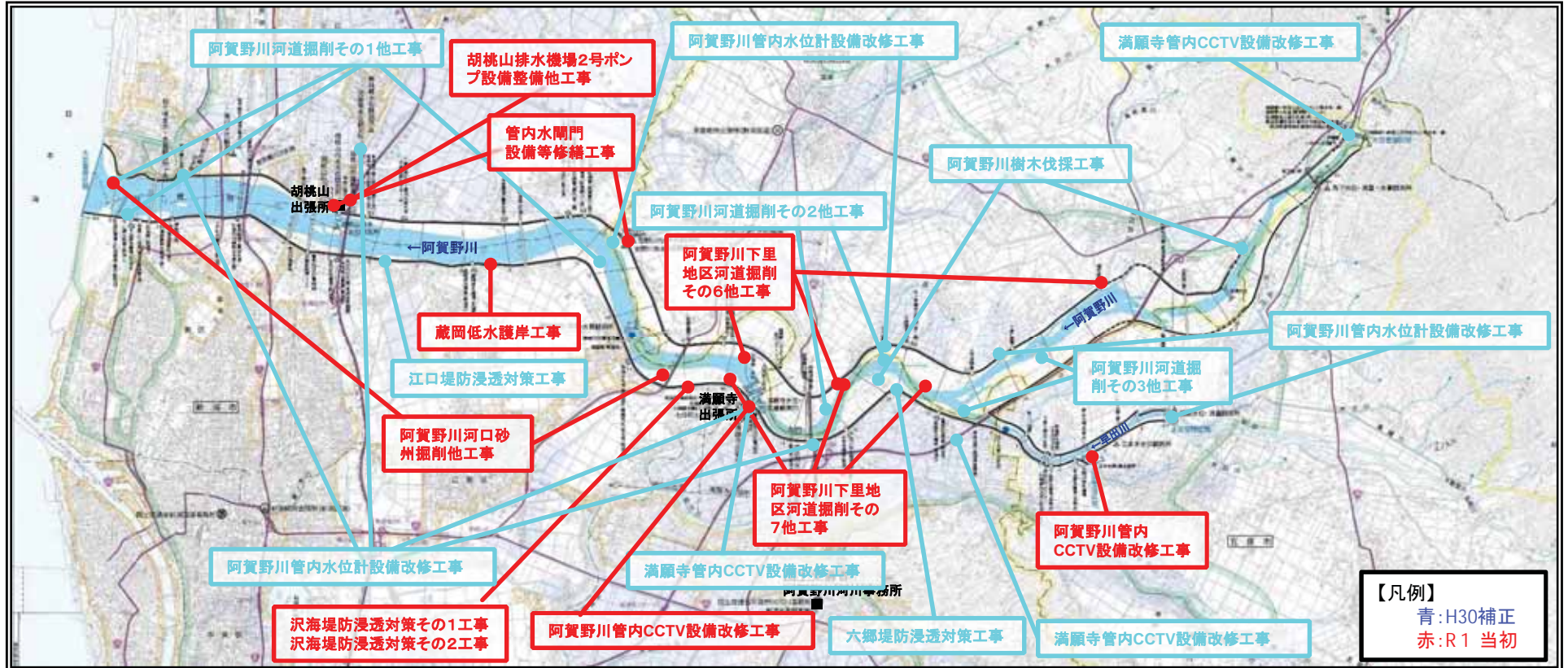
(様式2-取組概要)

様式作成機関:阿賀野川河川事務所

カテゴリ	河道掘削、侵食対策、浸透対策 円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ・簡易水位計や量水標等の設置
内容	洪水を安全に流すため・危機管理型のハード対策の推進 CCTVカメラ、簡易水位計・量水標の設置
実施主体	国土交通省阿賀野川河川事務所



令和元年度 阿賀野川河川事務所の河川事業の概要



ここに記載する内容は平成31年4月15日現在の見通し(予定)であるため、この記載と異なる場合、又はここに記載されない工事が発注される場合があります。

カテゴリ	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所での合同巡視の実施
内容	重要水防箇所の合同巡視
実施主体	国土交通省阿賀野川河川事務所,新潟県,新潟市,五泉市,新発田市,阿賀野市,東北電力(株)会津若松支社,新潟地方気象台,JR東日本,沿川自治会

阿賀野川河川事務所では、本格的な梅雨期に向けて、また「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取り組みの一環として、関係機関及び沿川自治会の参加による、重要水防箇所(洪水時に危険な箇所)の把握及び確認、並びに水防倉庫の位置、備蓄資材の確認を行いました。

- 日時： 令和元年5月15日(水) 胡桃山出張所管内 9:00~12:00
満願寺出張所管内 13:00~16:00

- 参加機関： 阿賀野川河川事務所、新潟県(新潟地域振興局地域整備部、新発田地域振興局地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部、新潟地域振興局津川地区振興事務所)、新潟市、五泉市、阿賀野市、新発田市、東北電力(株)会津若松支社、新潟地方気象台、JR東日本、沿川自治会(新潟市江南区、五泉市)

- 点検箇所： 阿賀野川河口から五泉市馬下地先までの国土交通省管理区間
 - ・胡桃山出張所管内： 河口~15.7k 左右岸
 - ・満願寺出張所管内： 15.7k~34.6k 左右岸

※ kp表記は 河口からの距離(km)



新潟市江南区小杉地先
(左岸8.6k)



濁川水防倉庫
(新潟市管理)



阿賀野市下里地先
(右岸18.2k)



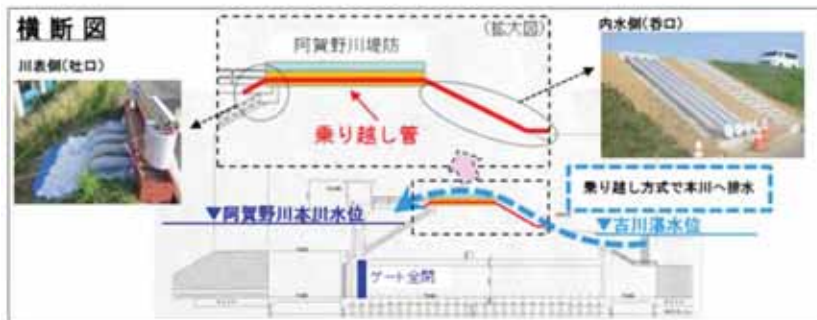
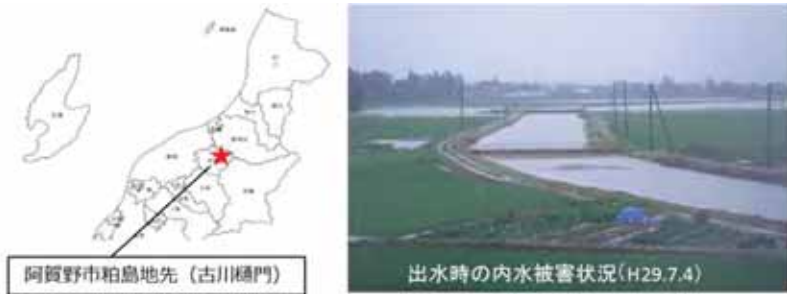
中新田災害対策機械等格納庫
(国土交通省管理)

(様式2-取組概要)

様式作成機関:阿賀野川河川事務所

カテゴリ	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備
内容	出水時連絡体制の確認・整備
実施主体	国土交通省阿賀野川河川事務所

- 場所：阿賀野川右岸20.6km 古川樋門付近
- 日時：平成30年8月27日（月） 14:00～15:00
- 参加者（約100名）
 阿賀野川河川事務所
 新潟県新発田地域振興局
 阿賀野市
 阿賀野川土地改良区
 地元住民



堤防乗り越し管の設置状況



○来賓からの講評

- <佐藤参議院議員>
 ・関係機関が力を合わせることで、素晴らしい施設が完成し安心できる故郷となった。
- <帆苅県議会議員>
 ・市長及び国会議員の方に相談し国土交通省に協力して頂き施設が完成した。今後は優良農地となる夢をもって頑張っていきたいと思います。
- <田中阿賀野市長>
 ・みなさんの思いが、国会議員の先生や国に通じ内水排水施設を設置してもらった。今後も、安全・安心な地域を確保していきます。

※地域住民の方

- ・過去には、稲刈り時期に田んぼが冠水し稲がダメになった。この施設が完成し、大雨が降っても安心できるようになった。

(様式2-取組概要)

様式作成機関:阿賀野川河川事務所

カテゴリ	円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置
内容	危機管理型水位計の設置
実施主体	国土交通省阿賀野川河川事務所

国土交通省阿賀野川河川事務所では、きめ細やかな水位の把握を行うため、阿賀野川、早出川及び支川に13基の危機管理型水位計を設置した。

危機管理型水位計設置箇所



危機管理型水位計の設置

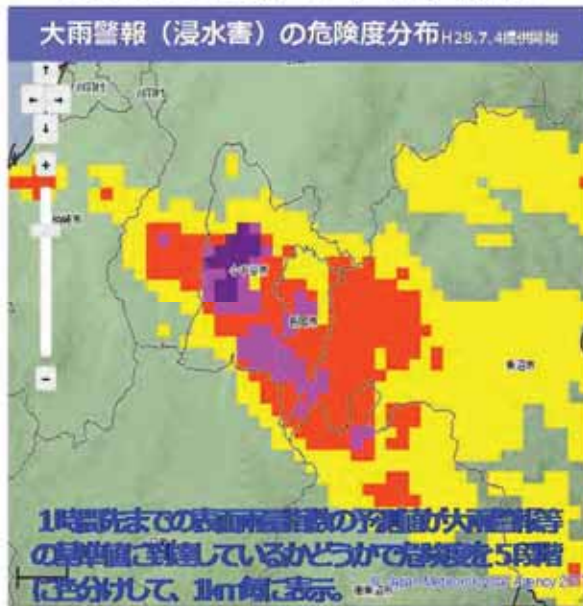
No.	河川	KP	左右	位置		水位計 型式
				住所 (～市町村)	住所 (町丁目字～)	
1	阿賀野川	11.1	右	新潟市	北区小杉地先	水圧
2	阿賀野川	16.4	左	新潟市	江南区沢海地先	水圧
3	阿賀野川	18.2	右	阿賀野市	下里地先	水圧
4	阿賀野川	21.6	左	新潟市	秋葉区六郷地先	水圧
5	阿賀野川	30.2	右	阿賀野市	渡場地先	水圧
6	阿賀野川	32.0	左	五泉市	小流地先	水圧
7	阿賀野川	33.2	右	阿賀野市	小松地先	水圧
8	阿賀野川	34.0	左	阿賀野市	小松地先	水圧
9	安野川					超音波
10	古川					水圧
11	早出川	3.4	左	五泉市	三本木地先	水圧
12	太田川			五泉市	旭町地先	水圧
13	杉川		左	五泉市	暮坪地先	水圧
設置箇所合計						13

カテゴリ	2. ソフト対策の主な取組 ■情報伝達、避難計画等に関する事項
内容	⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
実施主体	新潟地方気象台

交通政策審議会気象分科会の提言 情報改善の2つの方向性

- 危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、分かりやすく情報を提供する。
- 社会的に大きな影響を与える現象について、可能性が高くなくとも発生への恐れを積極的に伝える。

・視覚的に分かりやすい情報



一目で、何時、どこが危険かを認識できる情報



危険度を色分けした時系列 H29.5.17正統運用

令和10年07月7日 21時19分 新潟地方気象発表
 〇市
 大雨警報、波浪警報、大雨、雷、濃霧注意報
 高潮注意報
 8日午前までに大雨警報（浸水害）に切り替える可能性がある。8日午前までに高潮警報に切り替える可能性がある。

〇市	今後の推移(■警報級 □注意報級)												備考・ 関連する現象		
	警報・注意報等の発生 21-24 0-3 3-6 6-9 9-12 12-15 15-18 18-21 21-24														
1時間最大雨量 mm	10	10	30	30	50	50	50	30						浸水注意	
風速 (m/s)	無上	15	15	15	15	15	15	15	以後も注意報					以後も注意報	
波高(メートル)	5	5	5	5	5	5	5	5	以後も警報級					以後も警報級	
潮位(メートル)	0.7	0.7	0.5	1.0	0	2.0	1.5	1.2	2	以後も警報級 ピークは21時19分					以後も警報級
雷													突風、D&U		
濃霧													視程200メートル以下		

今後の危険度の高まりを即座に把握できる!

・可能性を積極的に伝える情報

可能性は高くなくとも事前に身構えるための情報

警報級の可能性 H29.5.17正統運用

東京地方		今日(20日)		明日(21日)			
		12~18時	18~24時	0~6時	6~12時	12~24時	
雨	1時間降水量(mm)	30	30	40	50	60	
	3時間降水量(mm)	40	40	70	80	140以上	
警報級の可能性		—	中	高			
雪	6時間降雪量(cm)	0	0	0	0	0	
	警報級の可能性	なし	なし	なし			
風	風速(m/s)	陸 10	10	15	15	15-20	
	海 15	15	20	20	20-25		
警報級の可能性		—	—	中			
波	波高(m)	2	2	2.5	3	5	
	警報級の可能性	—	—	中			

警報級の可能性明日に「高」の利活用例

- 避難準備・高齢者等避難開始を発令するタイミングの目安になる。
- 警報発表前に避難場所開設の準備を行うことができた。
- 防災資材の事前準備や確認のきっかけになった。
- 行事、イベント中止の判断の参考になった。

新たな提供情報利活用イメージ



5~2日前

前日

3時間前

1時間前



メッシュ情報(土砂災害・浸水害)
避難判断の指標

土砂・洪水・浸水の危険度のメッシュ情報を提供し、危険度が高まっている地域を分かりやすく伝えることで、住民の主体的避難を支援します。

↓
避難対象地域の判断に有効活用が可能となる。

警戒期間、予想値が一目で確認可能になる。



防災体制、避難対応の確立に有効、体制縮小判断にも有益な情報となり得る。

危険度を色分けした時系列
短期的な判断指標

平成××年×月×日 11時××分××気象台発表
××市【発表】大雨(土砂災害、浸水害)、洪水警報
重要注意情報
【継続】暴風、吹雪警報

	今日						明日		
	09時	12時	15時	18時	21時	03時	06時	09時	
雨量(mm)	10	30	50	80	50	30			
大雨(浸水害)									
(土砂災害)									
洪水									
風	陸上(m/s)	15	20	20	25	20	15	12	
	海上(m/s)	20	25	25	30	25	20	15	
波浪	(m)	4	6	6	8	6	4	4	
高潮	(m)	0.6	0.6	1.3	1.8	1.8			

気象警報・注意報の文中に文章で表現・提供してきた事項を、危険度に応じて色分けをした時系列の表形式により視覚的に把握しやすい形で提供。

「警報級の可能性」
中期的な判断指標

5日先までの警報級の現象になる可能性

OO県の明後日から5日先までの警報級の可能性

東京地方	明後日(22日)	23日	24日	25日
雨	中	中	中	中
雪	なし	なし	なし	なし
風(風雪)	中	中	中	中
波	中	中	中	中

翌朝までの警報級の現象になる可能性

OO県南部の明日までの警報級の可能性・显的予報(値は最大値を示す)

東京地方		今日(20日)		明日(21日)			
		12~18時	18~24時	0~6時	6~12時	12~24時	
雨	1時間降水量(mm)	30	30	40	50	80	
	3時間降水量(mm)	40	40	70	80	140以上	
	警報級の可能性	—	—	中	—	—	
雪	6時間降雪量(cm)	0	0	0	0	0	
	警報級の可能性	なし	なし	なし	なし	なし	
風	風速(m/s)	陸	10	10	15	15	15-20
		海	15	15	20	20	20-25
	警報級の可能性	—	—	—	—	中	
波	波高(m)	2	2	2.5	3	5	
	警報級の可能性	—	—	—	—	中	

5日前から警報の可能性を把握することが可能



週末を挟んだ、防災体制の計画、人員確保の有効な判断材料となりえる。

カテゴリ	2. ソフト対策の主な取組 ■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組
内容	③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
実施主体	新潟地方気象台

新潟県建設技術センター主催により、「大雨災害に備えて」と題した出前講座を実施。

【実施概要】

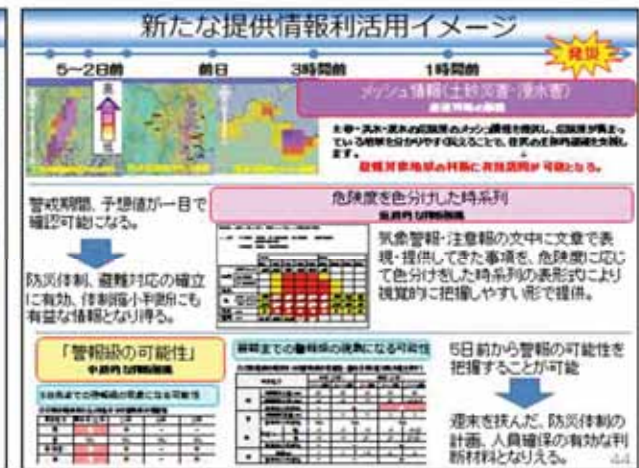
- ・日時：平成30年7月9日 新潟県自治会館にて 県、市町村職員 約200名参加
- ・内容：「大雨災害に備えて」－新たな防災気象情報の利活用－
 - 1.新潟県の過去災害 過去の洪水事例からみた大雨パターン
 - 2.新たな防災気象情報について 「警報級の可能性」「危険度を色分けした時系列」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」等新たな気象情報利活用を通じた水防災について解説
 - 3.新たな防災情報と段階的気象情報の利活用



2018.7.6 岡山県小田川の決壊事例をトピックスとして紹介。



H23年新潟福島豪雨 五十嵐川の危険度分布の事例紹介。



まとめとして、新たな防災気象情報の利活用をタイムライン的に紹介。

カテゴリ	2. ソフト対策の主な取組 ■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組
内容	⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
実施主体	新潟地方気象台

ポスター「身に迫る災害を一目で確認 危険度分布」の配布

【実施概要】

- ・日 時：平成30年9月下旬配布
- ・内 容：気象庁では、雨による災害発生の危険度を地図上に表示する「洪水警報の危険度分布」等を提供しています。危険度分布をより多くの方に知っていただくため、ポスターを制作市町村（14市町村手交、ほか郵送）、鉄道駅（新潟駅など3駅）、道の駅（12箇所）等に配布済み。



ポスター危険度分布
天気の人から防災の達人へ
気象予報士の天達武史さん



ポスター危険度分布
災害から我が子の命を守るために
気象予報士の井田寛子さん

カテゴリー	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料（浸水実績含む）を作成・配布
内容	洪水時の避難に役立つ情報をまとめた地域版洪水対応ポケットブックを作成
実施主体	新潟地域振興局 新津地域整備部

洪水時の避難に役立つ情報をまとめ地域版「洪水対応ポケットブック（河川別想定最大規模浸水想定区域図付き）」及び洪水時の行動を促す「洪水時避難行動カード」を作成

○ 洪水対応ポケットブック

雨の強さと怖さ／雨量や雨雲を確認／河川水位の情報／テレビで河川水位を確認／河川の洪水の危険度を示す水位と水位ごとの避難行動／浸水想定区域図／洪水ハザードマップ／洪水に備えた心構え／洪水発生時の心構え／避難情報／気象注意報・警報／小阿賀野川・能代川浸水想定区域図／早出川（県）浸水想定区域図

○ 洪水時避難行動カード

正確な情報収集／早めの避難



洪水対応ポケットブック
小吾野川・能代川版
早出川版



洪水対応ポケットブック
折りたたむと名刺サイズになります



洪水時避難行動カード
雨の降り方がいつもと違う
ときに見るカード



【新潟県】危機管理型水位計の設置について

危機管理型水位計の整備

【H30年度の整備状況と令和元年度の整備とシステムの改良の予定】

- ① 平成30年度：全県で97箇所、このうち阿賀野川流域では7河川7箇所に設置
- ② 令和元年度：阿賀野川流域では9河川9箇所に設置予定
- ③ 危機管理型水位計の増加に伴い、視認性向上のため既存システムを改良し、6月中旬頃を目処に稼働の予定

① 【平成30年度の整備箇所】

機関名	番号	河川名	設置箇所名
津川	1	姥堂川	阿賀町津川
新津	2	阿賀野川	五泉市佐取
	3	仙見川	五泉市夏針
新発田	4	七浦川	阿賀野市大野地
	5	駒林川	阿賀野市中央町
	6	中田川	新発田市緑町
新潟	7	派川新井郷川	新潟市北区三軒屋町

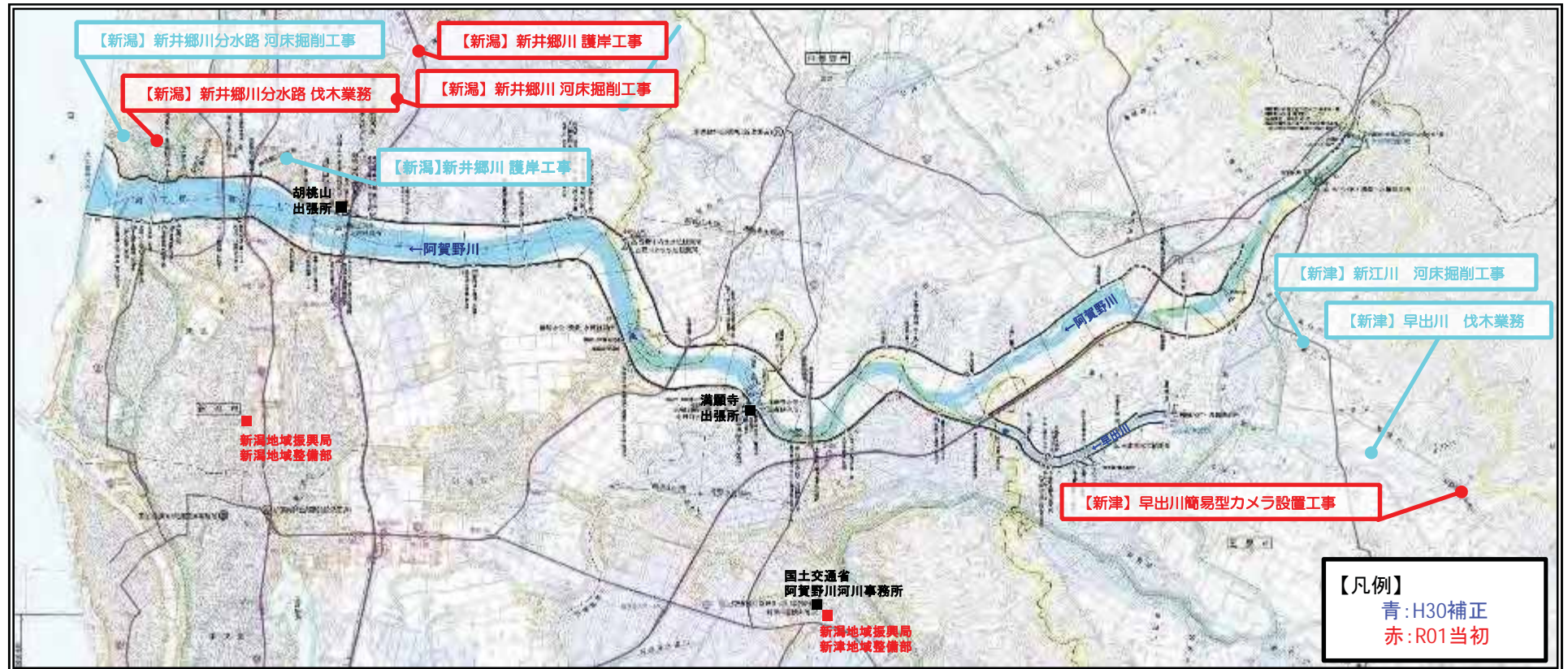
② 【令和元年度の設置予定箇所】

機関名	番号	河川名	設置箇所名
津川	1	阿賀野川	阿賀町日出谷
	2	綱木川	阿賀町下綱木
	3	馬取川	阿賀町馬取
	4	五十母川	阿賀町五十島
新発田	5	小鳥川	新発田市上中山
	6	都辺田川	阿賀野市福永
	7	新発田川	新発田市住吉町
	8	大荒川	阿賀野市畑江
	9	安野川	阿賀野市村杉





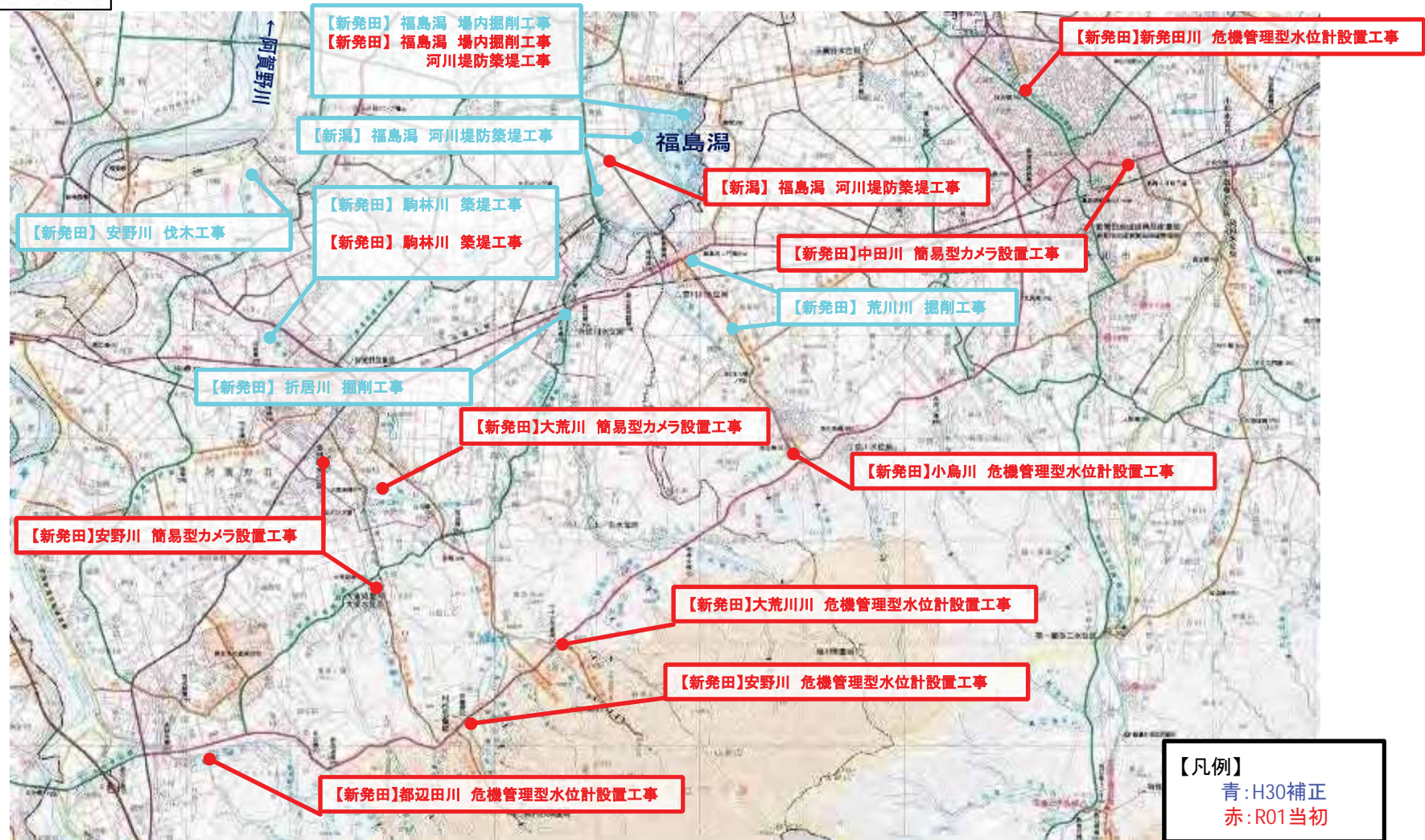
【新潟・新津地域整備部】 令和元年度 新潟県の河川事業の概要



ここに記載する内容は平成31年5月22日現在の見通し(予定)のため、この記載と異なる場合、又はここに記載されない工事が発注される場合があります。
※ H30補正については、一部発注を行い、現在施工中の箇所もあります。



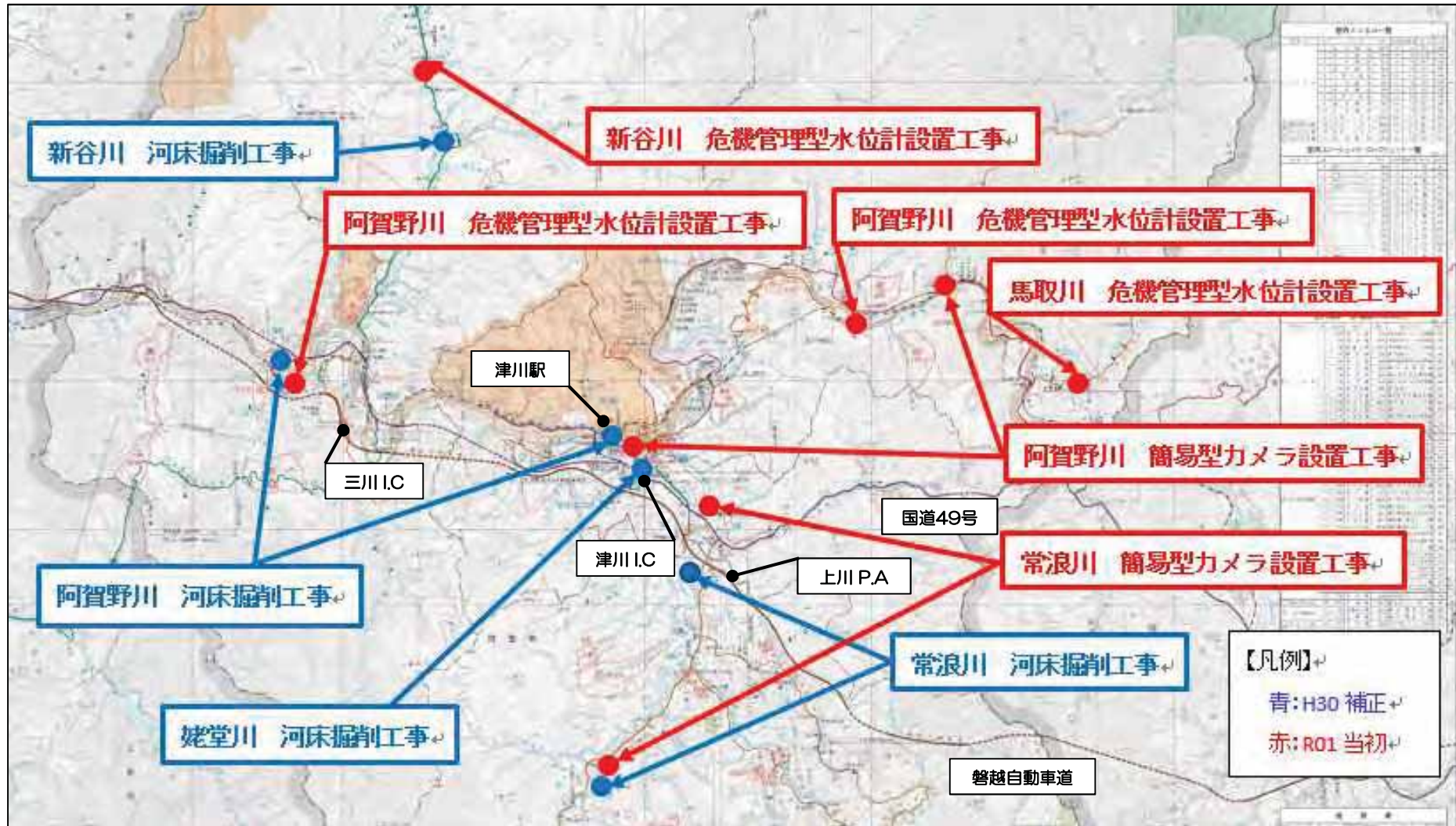
【新発田地域整備部(一部新潟地域整備部含)】令和元年度 新潟県の河川事業の概要



ここに記載する内容は平成31年5月22日現在の見通し(予定)のため、この記載と異なる場合、又はここに記載されない工事が発注される場合があります。
※ H30補正については、一部発注を行い、現在施工中の箇所もあります。



【津川地区振興事務所】令和元年度 河川事業の概要



ここに記載する内容は平成31年5月22日現在の見通し(予定)のため、この記載と異なる場合、又はここに記載されない工事が発注される場合があります。
※ H30補正については、一部発注を行い、現在施工中の箇所もあります。

カテゴリ	新たなハザードマップの策定・周知
内容	新潟市総合ハザードマップ作成・全戸配布
実施主体	新潟市

本市では河川管理者が公表した想定最大規模降雨時（L2）の浸水想定を踏まえ、平成30年3月に新たな洪水ハザードマップ（HM）を作成し市ホームページ（HP）に掲載しました。

また、国の新たな指針に基づき県から津波浸水想定が公表されたことに伴い、津波HMを作成し8月に市HPに公表しました。

これらのHMを中学校区ごとにまとめた冊子を平成31年3月末までに全戸配布しました。

【総合HM】

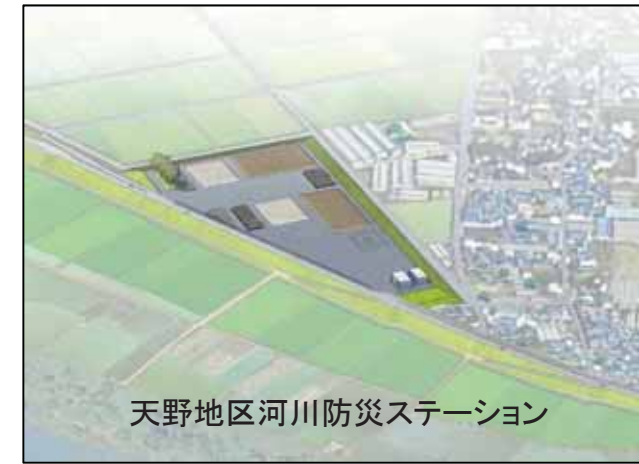
- ・掲載内容：洪水・土砂災害、津波、浸水、ため池の各HM
避難所一覧、避難情報伝達手段、災害時の心得
- ・配布方法：市内を56中学校区に分けて全戸配布。



◆新潟市

◆防災まちづくり拠点施設の整備

- ・天野地区河川防災ステーション内に防災まちづくり拠点施設（水防センター）を建設予定
- ・国による盛土工事完了後に着工予定
- ・H31予算で基本・実施設計を行う



◆要配慮者利用施設の避難確保計画

- H28. 1. 1 対象施設への説明会実施
- H29. 6 水防法の改正
- H30. 6 施設に対し避難確保計画の作成依頼

作成対象 1, 193施設 提出済 706施設
(H31. 3末現在)

今後の予定 未提出施設に提出を促す
未提出施設の公表について検討



カテゴリ	まるごとまちごとハザードマップを整備
内 容	洪水ハザードマップの検討・整備支援
実施主体	阿賀野市、阿賀野川河川事務所、自治会

平成28年度、29年度に引き続き、まるごとまちごとハザードマップを整備しました。

【実施概要】

- ・ 日 時：平成30年5月13日（日）
- ・ 参加者：深堀自治会住民23人
- ・ 内 容：①まるごとまちごとハザードマップの説明
②まるごとまちごとハザードマップ看板の設置



まるごとまちごとハザードマップの説明



まるごとまちごとハザードマップ看板の設置

カテゴリ	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実
内容	実践的な研修・訓練の実施
実施主体	阿賀野市、阿賀野川河川事務所、自治会

自治会を対象とする、講座や訓練を行う「防災塾」を実施しました。

【実施概要】

- ・ 日 時：平成30年8月～12月
- ・ 参加者：延べ378人（阿賀野川の洪水の危険性がある自治会）
- ・ 内 容：①講座①「地域の災害リスクを理解しよう」
②講座②「災害時の活動体制を確認しよう」
③訓練



講座



訓練(避難者カードの記入)



訓練(振り返り)

(様式2-取組概要)

様式作成機関:阿賀野市

カテゴリ	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実
内 容	自主防災組織の設立支援・防災士の養成
実施主体	阿賀野市

防災気象情報の活用方法や地域での共助の取組みを学ぶ「防災リーダー研修会」を行いました。

【実施概要】

- ・ 日 時：平成31年3月2日（土）午前9時30分～午前11時30分
- ・ 対 象：自治会長（自治会役員）、自治会の防災担当、市内在住の防災士など
- ・ 参加者：約100人
- ・ 内 容：①防災気象情報の意味と活用
②地域における共助の取組み



防災リーダー研修会全景



講師(気象予報士 榎本 英樹 氏)



講師(株式会社野村防災 野村 卓也 氏)

(様式2-取組概要)

様式作成機関:五泉市

カテゴリ	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
内容	説明会・見学会の実施
実施主体	五泉市

五泉市では、自主防災組織の設立支援や防災活動の支援等を目的に各町内会及び事業所において出前講座を実施しました。 【※平成31年3月末現在】

【実施概要】

- ・実施数：27回
- ・参加者数：約500名が参加
- ・内容：自主防災組織設立に向けた支援及び活動支援
各町内会・事業所における防災学習等

＜参考＞今年度新規設立した自主防災組織 12組織・809世帯



防災出前講座(市内事業所)



防災出前講座(町内会)



防災出前講座(町内会)

カテゴリ	小中学校等における水災害教育を実施
内 容	出前講座(水害教育)の実施
実施主体	五泉市

小中学校等への防災教育を実施。自分の住んでいる地域にはどのような災害の危険があるか、有事の際にどのような行動をとるべきか、などの出前授業を行った。

【実施概要】

○新たなハザードマップや過去の水害写真等を用いて、水害の危険性・早期避難の大切さを説明した。また、災害種類ごとにどこの避難所が使用できるのか、まず開設する避難所はどこかなどもあわせて説明を行った。

○実施日・実施先

- ・ 7/20～8/7 市内保育園4園(対象者：保護者54名)
- ・ 9/27・10/18・2/4 五泉小学校, 五泉北中学校, 新津高等学校(参加数：232名)



かわひがし保育園 説明状況



五泉小学校 説明状況



新津高等学校 説明状況

カテゴリ	毎年、関係機関が連携した水防実動訓練等を実施
内 容	水防活動実務者研修会
実施主体	阿賀町

阿賀町では、消防団を主体にした水防活動が安全に実施できるよう、阿賀町消防署員を講師とした水防活動実務者研修会（座学）を開催しました。関係機関からも出席いただきました。

【実施概要】

- ・ 日 時：平成30年6月17日（日）13時～
- ・ 参加者：阿賀町消防団、阿賀町消防署、阿賀町、新潟県、東北電力会津ダム管理センター、阿賀野川河川事務所など109名
- ・ 内 容：河川情報等の提供、河川水位情報、平成29年度大雨災害の時系列災害対応、河川に関する用語、堤防被災の要因、水防工法など



研修資料(一部抜粋)



座学の様子



関係機関あいさつ

阿賀野川大規模氾濫に関する減災目標を達成するための取組状況

新たな課題や取組

◆自由意見(取組を進める中での課題や取組の提案など)

(防災リーダー研修会について)

- ・想定していた参加者数に満たなかった。
- ・今回は、自治会長などの自治会役員や自治会の防災担当などを対象としたが、その他の人が聞いてもためになる内容だったので、広く市民を対象とした研修会を行ってもいいのではないか。

(防災塾について)

- ・若い人の参加が少ない。
- ・市内在住の防災士と一緒に、訓練などの活動を行っていききたい。

(まるごとまちごとハザードマップについて)

- ・まるごとまちごとハザードマップを整備したことで、市民の防災意識がどれだけ高まったか確認する機会を設けたい。

そ の 他

- 1) 避難勧告等に関するガイドラインの改定について
- 2) 危機管理型水位計の設置について
- 3) 巡回パネル展について
- 4) 自然災害伝承碑に係る依頼について

1) 避難勧告等に関するガイドラインの改定について

避難勧告等に関するガイドラインの改定

～警戒レベルの運用等について～

平成31年3月
内閣府(防災担当)

「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」の概要

「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練等を実施。

子供

- 水害・土砂災害のリスクがある全ての小学校・中学校等※において、毎年、梅雨期・台風前までを目途に防災教育と避難訓練を実施。
- 命を守る行動(避難)を実践的に学ぶことにより、“自らの命は自らが守る”意識を醸成。

※浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置し、水防法・土砂災害防止法に基づき地域防災計画に位置付けられた施設のうち、避難確保計画が策定された学校(避難確保計画の策定目標:2021年度)

地域

- 全国で防災の基本的な知見を兼ね備えた“地域防災リーダー”を育成。
- 各地において適切かつ継続的に自助・共助の取組を実施。

高齢者

- 防災・減災の実施機関【**防災**】と地域包括支援センター・ケアマネジャー【**福祉**】が連携し、高齢者の避難行動に対する理解促進。

上記の取組を専門家により支援

- 全国で地域に精通した水害・土砂災害等の専門家による支援体制を整備。

住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

災害時に、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供。

- 住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化。
- 出された情報ととるべき行動を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な避難を支援

[避難のタイミングを明確化]

レベル3:高齢者等避難

レベル4:全員避難

警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒 レベル5	命を守る 最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)	指定河川 洪水予報 土砂災害 警戒情報 警報 危険度分布 等
警戒 レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒 レベル1	心構えを高める	警報級の可能性	

- 特別警報を含む防災気象情報についても、各レベルとの対応を整理し、その位置づけを明確化し提供

(H31. 3) 避難勧告等に関するガイドラインの主な変更点

- 平成30年7月豪雨では、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が活用できない状況であった。
- これを踏まえ、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援する。

警戒レベルを用いた防災情報の発信

①災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化

- 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全員避難**とし、避難のタイミングを明確化する
 - ・避難準備・高齢者等避難開始は警戒レベル3として発令し、高齢者等の避難を促す。
 - ・避難勧告は警戒レベル4として発令し、全員に避難を促す。
 - ・避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとし、避難勧告と同じ警戒レベル4として発令し、全員避難を促す。
- 【警戒レベル5】災害発生情報**とし、**命を守る最善の行動を促す**
 - ・災害が実際に発生しているとの情報は、命を守る行動のために極めて有効であることから、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で【警戒レベル5】災害発生情報として発令し、災害の発生を伝え、住民に命を守る最善の行動を求める。

②避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達

③様々な防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を支援

(H31. 3) 避難勧告等に関するガイドラインの改正概要

H30年7月豪雨の教訓を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向け、

- 住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記。
- 防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進、学校における防災教育・避難訓練、地域防災リーダーの育成について、内容の追加・充実。

① 避難行動・情報伝達編

(市町村の責務・避難行動の原則や伝達内容・手段)

はじめに

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- ✓ 警戒レベルの定義
- ✓ 警戒レベル5「災害発生情報」について

1. 市町村の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則

- ✓ 防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

(3) 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

- ✓ 警戒レベルと防災気象情報の関係を明記

2. 避難行動(安全確保行動)の考え方

3. 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

- ✓ 学校における防災教育・避難訓練の実施
- ✓ 居住者・施設管理者等が避難行動をあらかじめ認識するための取組みに地域防災リーダーの育成を追記

(2) 避難勧告等の伝達

- ✓ 避難勧告の伝達文の例に警戒レベルを追記

(3) 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

- ✓ 防災気象情報等と警戒レベルの関係性を示したもの(警戒レベル相当情報)を追記

4. 避難勧告等の伝達手段と方法

5. 要配慮者等の避難の実効性の確保

② 発令基準・防災対策編

(避難勧告等の発令基準の設定方法・設定例や発令するための体制)

1. 避難勧告等の発令基準の設定手順

2. リアルタイムで入手できる防災気象情報、映像情報等

3. 洪水等の避難勧告等

4. 土砂災害の避難勧告等

5. 高潮の避難勧告等

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- ✓ 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報の警戒レベルに応じた発令基準の設定例を追記

6. 津波の避難指示(緊急)

※警戒レベルの運用対象外

7. 避難勧告等の発令時における助言

8. 市町村の体制と災害時対応の流れ

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- 警戒レベルは、居住者等がとるべき行動と行動を居住者等に促す情報を関連付けるもの。
- 警戒レベルを用いて、出された情報から行動を直感的にわかるよう伝達。

< 避難勧告等の発令の主な変更点 >

● 災害発生情報の発令

- ・「避難指示(緊急)」の発令基準のうち、災害が実際に発生したとの要件を「災害発生情報」の発令基準の要件に位置づけ、災害発生情報を発令

● 警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達

※警戒レベルは、洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる(津波はレベル区分になじまないため対象外)。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警報級の可能性

市町村が発令

気象庁が発表

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令～災害発生情報～

■ 中防防災会議WGにおいて、災害の発生している情報の重要性等について提言。

「実際に災害が発生しているとの情報は、住民の命を守るための行動にも極めて有益である。市町村が災害発生を確実に把握できるものではないが、市町村の負担も考慮し、可能な範囲で一定の区域毎の災害の発生を発表することにより、住民に命を守るための最善の行動を呼びかける。」

(中防防災会議WG報告(抜粋))

■ 堤防の決壊や急傾斜地の崩壊等の災害の発生を把握した場合、避難指示(緊急)の発令ではなく、「災害発生情報」を発令し命を守る行動を促す。

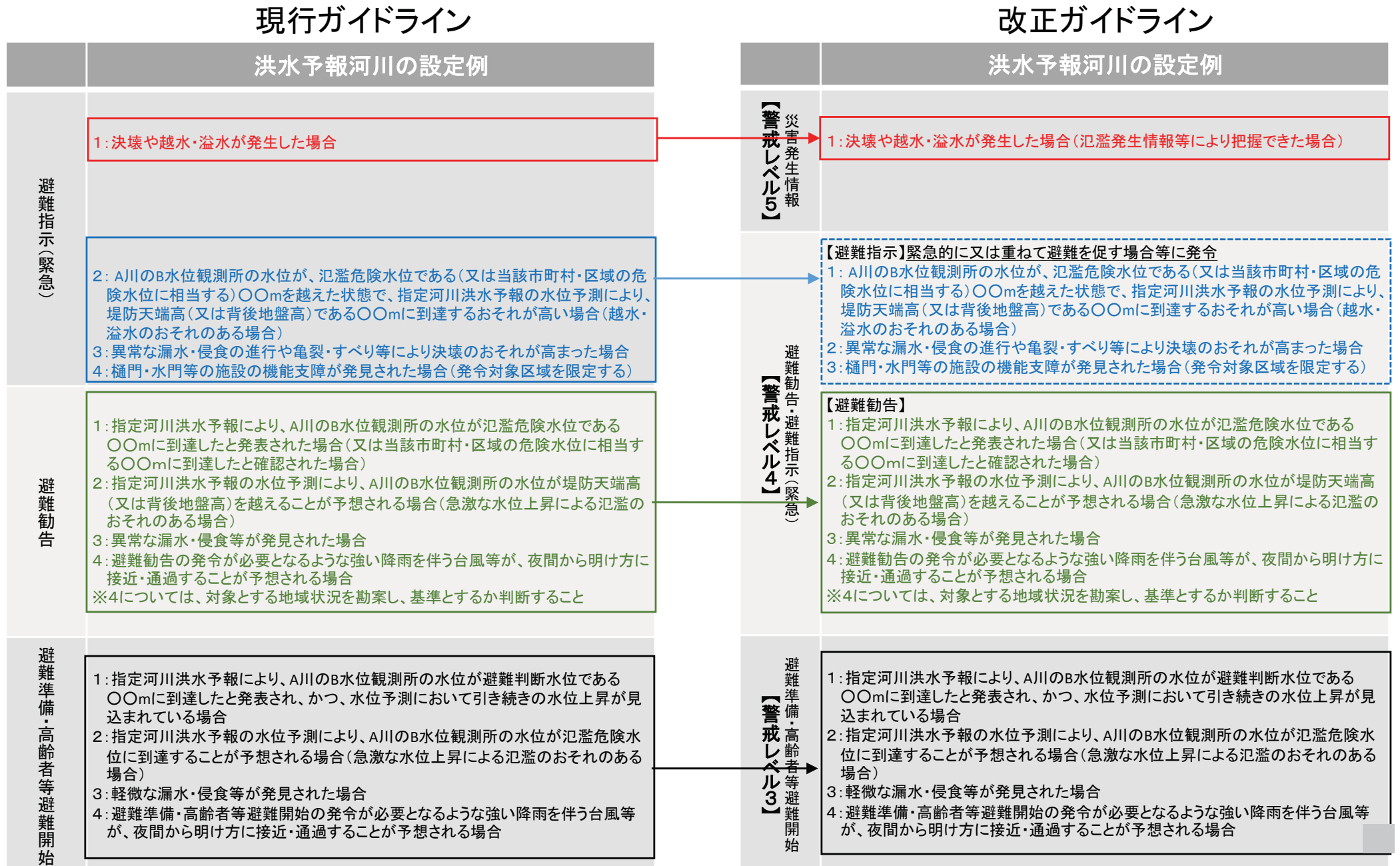
<災害発生情報の発令基準>

- ・現行の避難指示(緊急)の発令要件のうち、災害の発生の要件を災害発生情報の発令基準とする。
(発令対象とする災害の程度や発令対象区域を見直すものではない。)
- ・災害発生情報は、氾濫発生情報のほか、水防団等からの報告やカメラ画像等により把握できた場合に可能な範囲で発令する。
- ・災害発生情報の発令に資する情報について、施設の管理者である国や都道府県が把握した情報を共有できるようにしておくことが重要。

	<現行> 洪水予報河川の設定例		<改定> 洪水予報河川の設定例
避難指示(緊急)	1: 決壊や越水・溢水が発生した場合	【警戒レベル5】 災害発生情報	↓
	2: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)		
			→ 引き続き、避難指示(緊急)の発令基準

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令～発令基準～

■ 現行の避難指示(緊急)の発令判断として設定していた災害の発生に関する要件を、【警戒レベル5】災害発生情報の発令判断の要件とする。



(2) 避難勧告等の伝達

- **避難勧告等を発令する際**には、それに対応する**警戒レベルを明確**にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達。

・ガイドラインに記載している伝達文例は、防災行政無線を使用して口頭で伝達する場合の一例であり、市町村ごとに工夫することが望ましい。

<現行ガイドライン>

【警戒レベル4】避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

<改正ガイドライン>

【警戒レベル4】避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始。**
緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始。**
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル4、避難勧告**を発令しました。
- 〇〇川が**氾濫するおそれのある水位に到達**しました。
- 〇〇地区の方は、**速やかに全員避難**を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、**近くの安全な場所に避難**するか、**屋内の高いところに避難**してください。

警戒レベルと
求める行動を
端的に伝える

避難勧告
の発令を
伝える

災害が切迫
していること
を伝える

とるべき
行動を
伝える

(2) 避難勧告等の伝達～洪水の例～

- 避難勧告等の発令を、警戒レベルを用い直感的にとるべき行動が分かるよう伝達。

避難勧告等に関するガイドライン(改定案)防災行政無線による伝達文の例[洪水]

1)【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
- 特に、川沿いにお住まいの方(急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)については、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2)【警戒レベル4】避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

2')【警戒レベル4】避難指示(緊急)の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- 未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

3)【警戒レベル5】災害発生情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
- 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

注 命を守るための最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。

(3) 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

- 様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。(例) 氾濫危険情報: 警戒レベル4相当情報[洪水]

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	
			水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3	
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告 避難指示(緊急)※2 ※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報の危険度分布(非常に危険) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4 	
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒) 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒) 	
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報の危険度分布(注意) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に関するメッシュ情報(注意) 	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性				

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注₁) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注₂) 本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

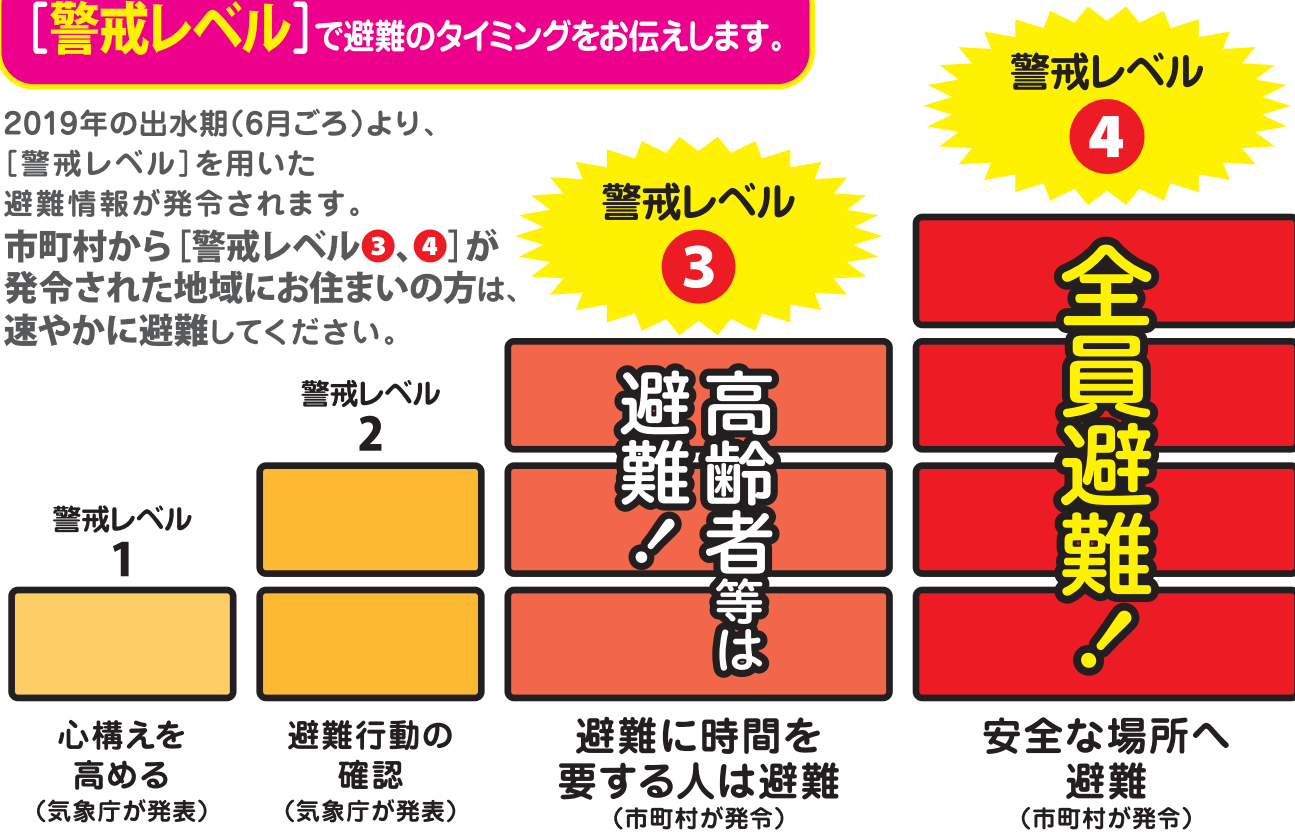
逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル 4 で全員避難!!

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル3、4]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



[警戒レベル5] (市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

呼びかけの一例

警戒レベル 4

避難勧告の
伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 （市町村が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発表）

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません**。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)**を待たずに**速やかに避難**をしてください。

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります**。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索



スマホ用
二次元コード

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

2) 危機管理型水位計の設置について

【目的】

洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。

【特徴】

- 長期間メンテナンスフリー（**無給電で5年以上稼働**）
- 省スペース(小型化)（橋梁等へ容易に設置が可能）
- 初期コストの低減
（洪水時のみの水位観測により、機器の小型化や電池及び通信機器等の技術開発によるコスト低減）
（**水位計本体費用は、100万円/台以下**）
- 維持管理コストの低減
（洪水時のみに特化した水位観測によりデータ量を低減し、IoT技術とあわせ**通信コストを縮減**）

開発された水位計の例



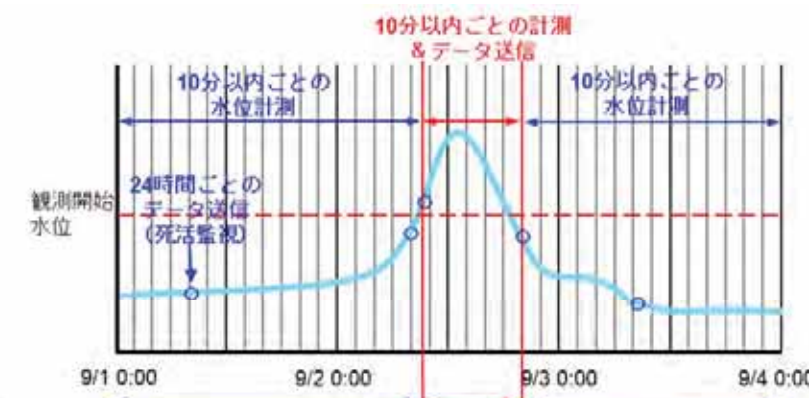
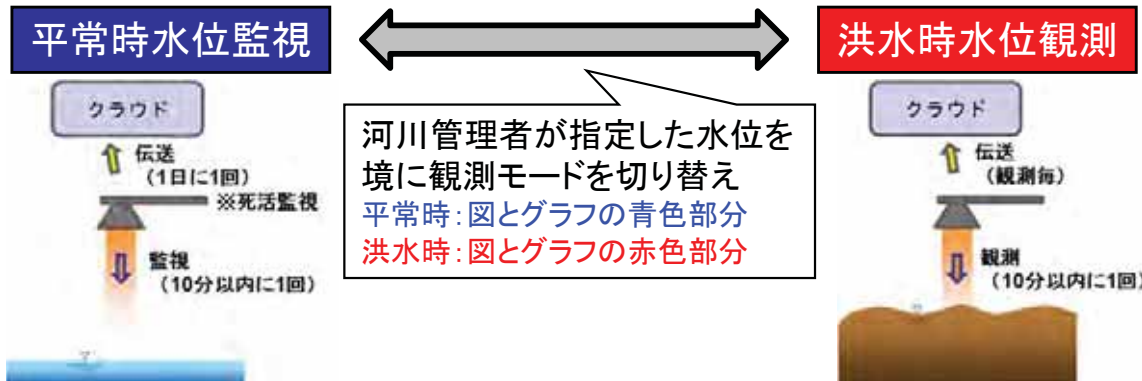
堤防に設置するタイプ
(ケーブル(計測器)を河川に入れて計測)



橋梁に設置するタイプ
(電波や超音波で河川に触れずに計測)

【水位観測方法】

一定の水位を超過した時に観測モードを切り替え、10分以内毎に水位データを送信。水位データはクラウドで閲覧可能。

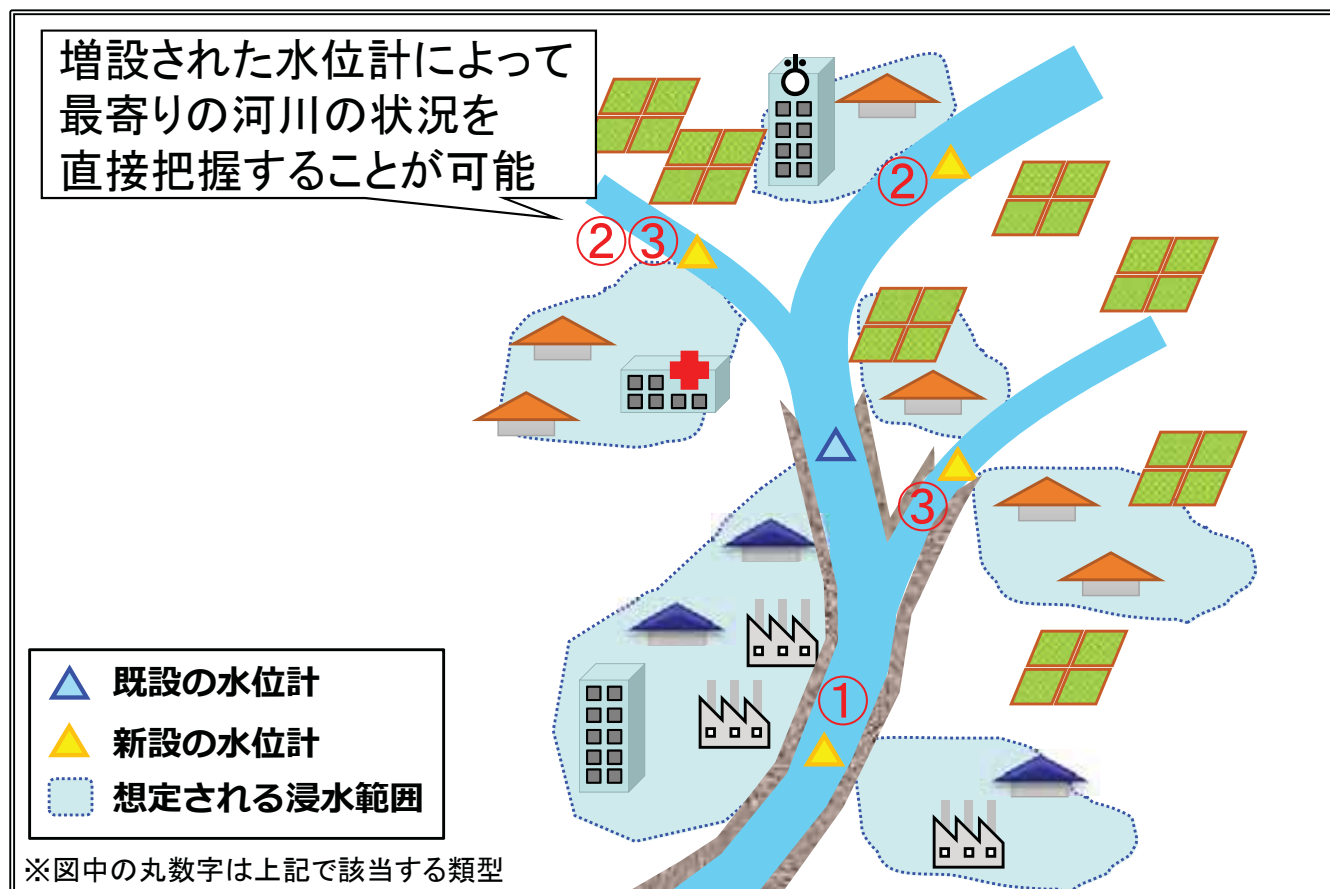


水位監視	10分以内	10分以内	10分以内
データ送信	なし	10分以内	なし
死活監視	1日に1回 ※該当時刻データのみ	1日に1回 ※該当時刻データのみ	1日に1回 ※該当時刻データのみ

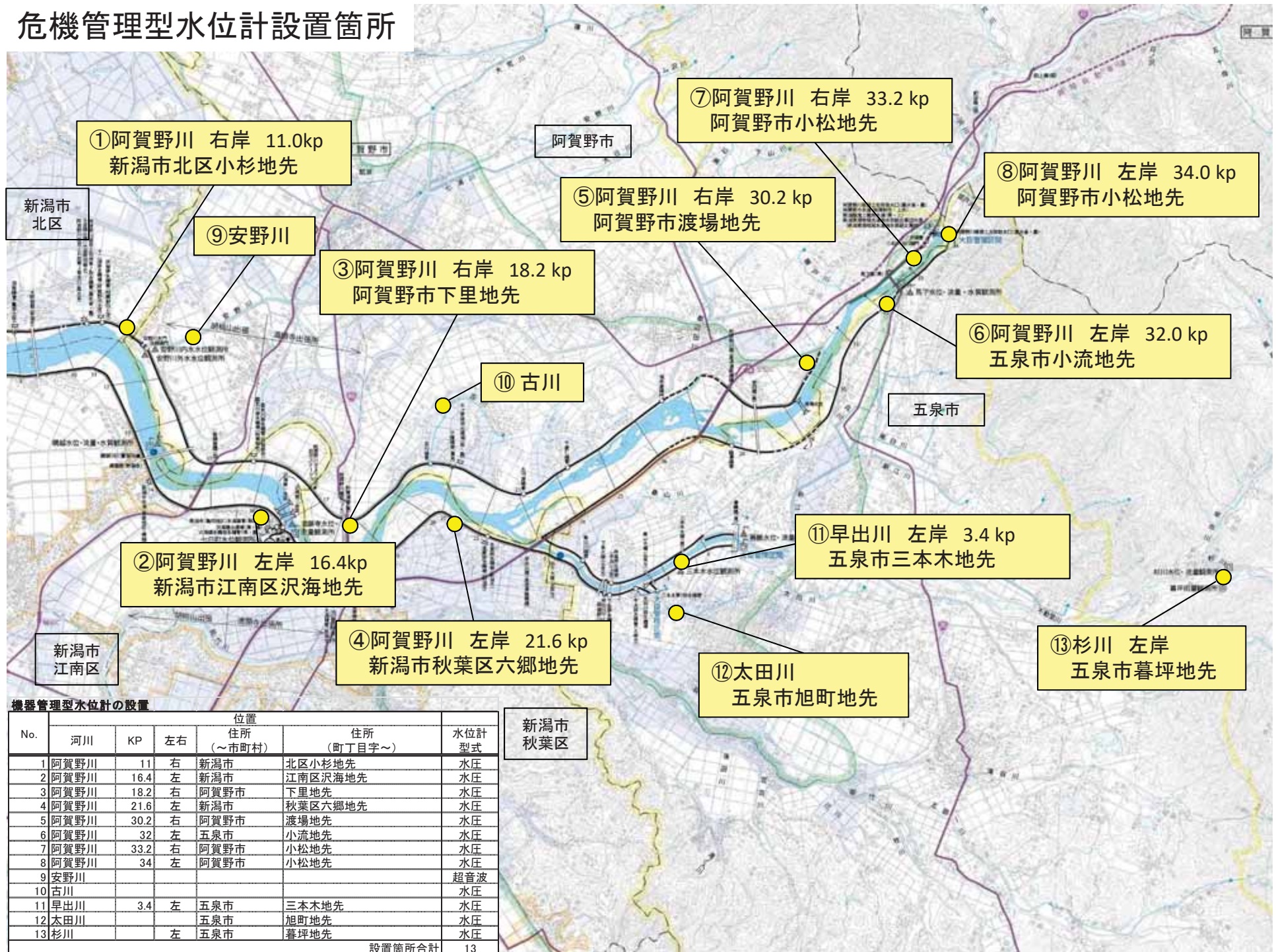
これまで各水位計が長い区間を受け持ち、観測所地点の水位から各地点の水位を推定していたが、集落や氾濫ブロック単位で「氾濫の危険度がどの程度切迫しているのか」を直接的には把握できていなかった。今回は、

- ①「堤防高さや川幅などから、相対的に氾濫が発生しやすい箇所」
- ②「氾濫により行政施設・病院等の重要施設が浸水する可能性が高い箇所」
- ③「支川合流部など、既設水位計だけでは実際の水位が捉えにくい箇所」などを対象として抽出し、既設水位計の配置や現地状況等を踏まえて、危機管理型水位計の配置箇所を選定。国管理河川においては、平成30年度中に水位計の設置を進めることとしている。

※【氾濫ブロック】一連の浸水区域のうち、河川や山などの地形及び構造物等により区分されるひとまとまりの氾濫区域のこと。



危機管理型水位計設置箇所



機器管理型水位計の設置

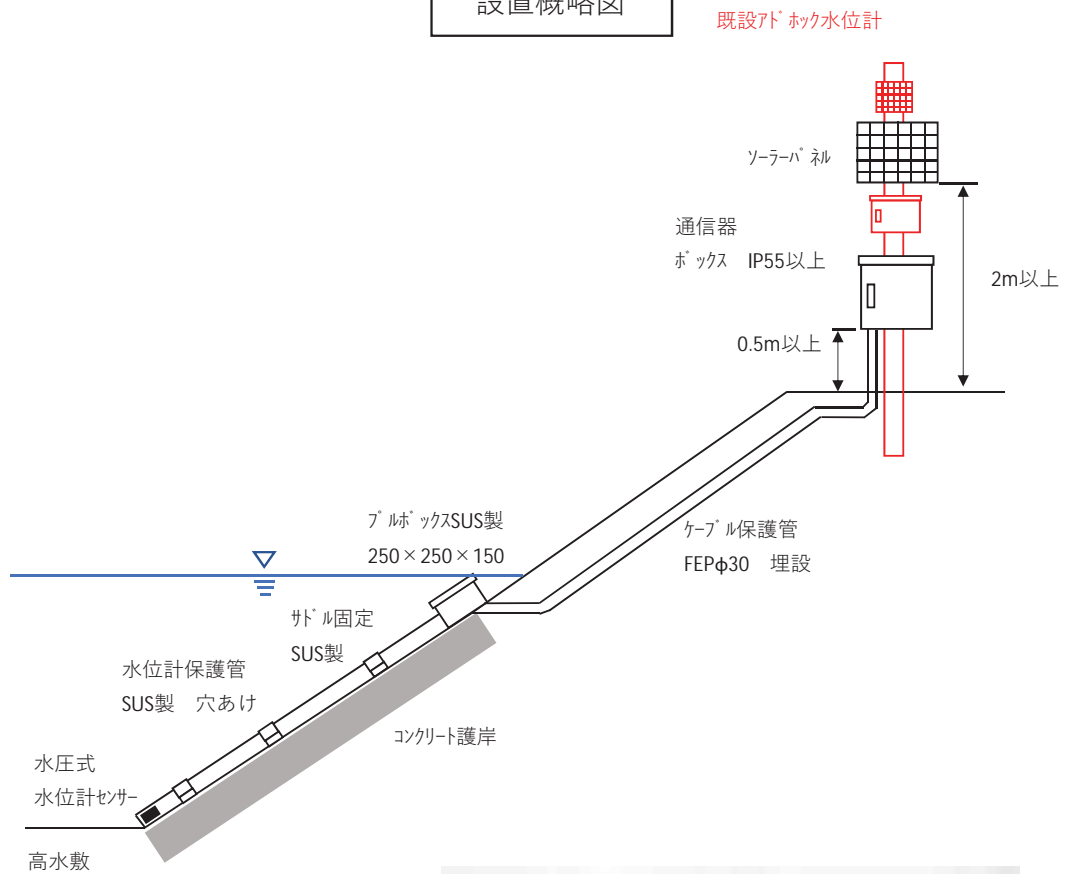
No.	河川	KP	左右	位置		水位計 型式
				住所 (～市町村)	住所 (町丁目字～)	
1	阿賀野川	11	右	新潟市	北区小杉地先	水圧
2	阿賀野川	16.4	左	新潟市	江南区沢海地先	水圧
3	阿賀野川	18.2	右	阿賀野市	下里地先	水圧
4	阿賀野川	21.6	左	新潟市	秋葉区六郷地先	水圧
5	阿賀野川	30.2	右	阿賀野市	渡場地先	水圧
6	阿賀野川	32	左	五泉市	小流地先	水圧
7	阿賀野川	33.2	右	阿賀野市	小松地先	水圧
8	阿賀野川	34	左	阿賀野市	小松地先	水圧
9	安野川					超音波
10	古川					水圧
11	早出川	3.4	左	五泉市	三本木地先	水圧
12	太田川			五泉市	旭町地先	水圧
13	杉川		左	五泉市	暮坪地先	水圧
設置箇所合計						13

設置諸元

1 阿賀野川 10.8KP 右岸 新潟市 北区小杉



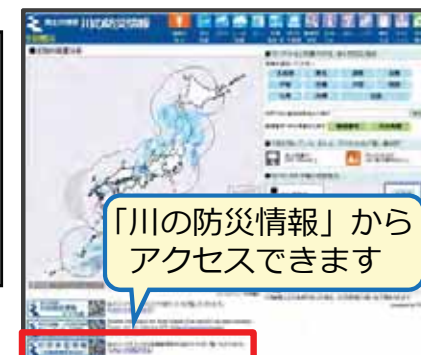
設置概略図



「川の水位情報」と「川の防災情報」の統合表示の本運用を開始

「川の水位情報」に「川の防災情報」に表示されている通常水位計の水位データと河川カメラの画像を統合表示しました。

➡ アクセスはこちらから <https://k.river.go.jp/> (パソコン・スマートフォン共通)






■ 3つの追加機能

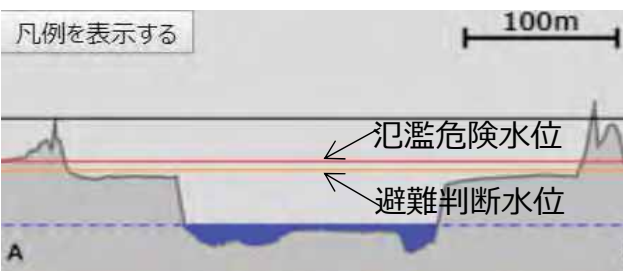
①危機管理型水位計に加え、通常水位計や河川カメラが同一画面に表示されます。

(イメージ)



-  危機管理型水位計
-  通常水位計
-  河川カメラ

②リアルタイムの河川水位に対応して表示の色が変化し、危険度がわかります。



③河川カメラのアイコンを選択することで河川の状況が簡単にみられます。

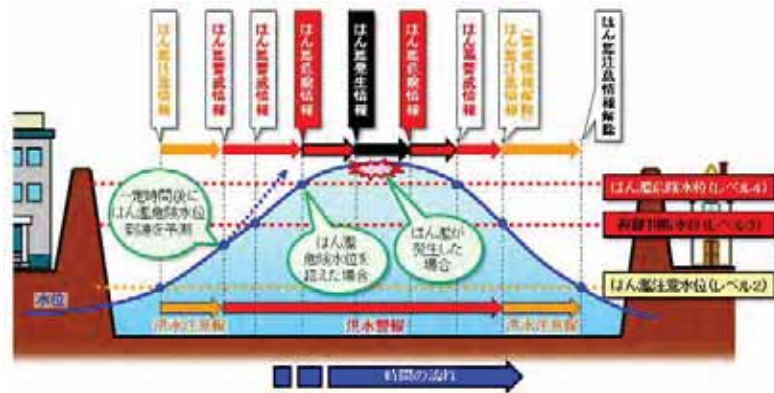
(イメージ)



洪水時の河川に関する情報

- 阿賀野川では、避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を実施している。
- 洪水予報の基準となる基準観測所では、災害発生の危険度に応じた基準水位が設定されており、水位情報の提供を実施している。

洪水予報の種類	発表基準	市町村の対応	住民に求められる行動
氾濫発生情報	氾濫の発生(レベル5)		住民の避難完了
氾濫危険情報	氾濫危険水位(レベル4)に到達	避難勧告等の発令	通常の避難行動ができる方は、避難を開始
氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が見込まれる場合、避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備情報の発表	避難行動に時間を要する方は、避難を開始
氾濫注意情報	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合		



基準水位観測所と水防受け持ち区間



洪水予報の基準となる基準観測所水位

- はん濫危険水位** 市町村長による避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。
- 避難判断水位** 市町村長による避難準備情報の発令判断の目安であり、住民のはん濫に関する情報への注意喚起になる水位。
- はん濫注意水位** のり崩れ、洗掘、漏水などの災害が発生する危険性がある水位。水防団が出動して河川の警戒にあたる水位。
- 水防団待機水位** 水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

大雨時の川のはん濫の危険性を知らせる

国土交通省 川の防災情報

身近な「雨の状況」、「川の水位と危険性」、「川の予警報」などをリアルタイムでお知らせするウェブサイトです。

New Release
英語版【試行版】
-PC/スマホ共通-

川の水位

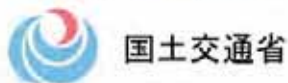
川の画像

浸水想定区域図

住民の方々が自らはん濫の危険性を知り、的確な避難行動などに役立つように、利用者目線に立った新しい『川の防災情報』を提供しています

パソコンから <http://www.river.go.jp/>
スマートフォンから <https://www.river.go.jp/s/>

英語版 <https://www.river.go.jp/e/>



洪水の浸水想定区域図で、仮にはん濫したらどこがどのくらい浸水する危険性があるかがわかります。

洪水の浸水想定区域図

想定最大の規模や、100年に一度の大雨などではん濫した場合に、浸水が想定される範囲と浸水の深さを示した図です。

クリックすると、避難所の位置などが入った「各市町村の水害ハザードマップ」を見ることができます。

川の水位に応じた予警報の詳細な情報も見ることができます。

いつも持っているスマートフォンで川の防災情報を見ることができます。

1~3時間後の水位予測を見ることができます。

GPS機能により、即座にあなたがいる場所の状況を表示できます。

川の防災情報では多様な情報を見ることができます

流域の雨量	現在の雨の分布(広域レーダ・詳細レーダ)、大雨が降っている場所等	カメラ画像	河川沿いに設置されたカメラのライブ画像
川の水位	河川の横断面図と現在の水位、川の水位の時間変化のグラフ。水位が高くなっている場所等	ダム	ダムの放流状況、ダム放流通知の発表状況、貯水位、全流入量、全放流量等のデータ等
河川の予警報	河川の洪水予報の発表状況、河川の洪水予報の発表文等	水質	川や湖沼の水質(水温、pH、DO、導電率、濃度、アンモニウムイオン、塩分濃度、CODのデータ)、基準値を超えている場所等
洪水の浸水想定区域図	大きな川が、はん濫した場合に想定される、その地域の浸水の深さを色で表示した図	海岸	波高、最大波、1/3有義波、潮位、風向、風速のデータ等
		雪	積雪深等

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

○水害時に流域住民の主体的な避難を促進するため、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知する取り組みを、平成29年5月1日から実施しています。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

○阿賀野市へ配信される阿賀野川の洪水情報の例

①河川氾濫のおそれ

【見本】

(件名)
河川氾濫のおそれ
(本文)
阿賀野川で氾濫のおそれ
阿賀野川の馬下(五泉市)付近で、水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。このメールは、阿賀野市域に配信しています。
(国土交通省)

②-1 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)

【見本】

(件名)
河川氾濫発生
(本文)
阿賀野川で氾濫発生
阿賀野川の〇〇市〇〇地先(右岸、東側)付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ている。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。このメールは、阿賀野市域に配信しています。
(国土交通省)

②-2 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)

【見本】

(件名)
河川氾濫発生
(本文)
阿賀野川で氾濫発生
阿賀野川の〇〇市〇〇地先(右岸、東側)付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。このメールは、阿賀野市域に配信しています。
(国土交通省)

3) 巡回パネル展について

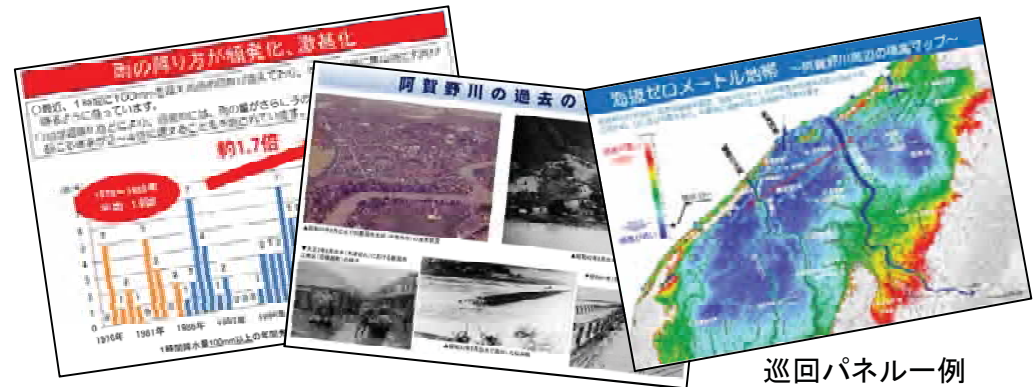
頻発する豪雨に備え、阿賀野川・早出川を考えるパネル展

毎年のように全国各地で水害が頻発し、甚大な被害が発生しています。阿賀野川流域においても平成23年新潟福島豪雨がありましたが、このような豪雨が今後阿賀野川流域に生じないとは限りません。
 このため、阿賀野川河川事務所では、近年の全国的な豪雨と被害状況、阿賀野川・早出川の過去の洪水、防災に関する提供情報などを流域住民の方々に知って頂きたく、巡回パネル展を行っています。

実施期間：平成31年1月15日(火)
 ~令和元年10月7日(月)
 開催場所：新潟市(北区、東区、中央区、江南区、秋葉区)、五泉市、阿賀野市、阿賀町



巡回パネル展実施自治体



巡回パネル一例



新潟日報assh(2019.1.10号)へ広告を掲載
 →新潟市内全域に配布(北区、東区、中央区、江南区には全戸配布)

頻発する豪雨に備え、阿賀野川・早出川を考えるパネル展

これまでの開催場所及び日程(平成31年3月まで)

1月															2月										
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
アピタ新潟亀田店(江南区)										阿賀町役場					新潟日報メディアシップ(中央区)										
2月															3月										
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
新潟日報メディアシップ(中央区)							新潟市北区文化会館(北区)					阿賀野市立図書館				五泉市役所									
3月															4月										
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
五泉市役所			新潟市東区役所(東区)									新津地域交流センター(秋葉区)													

今後の開催予定(令和元年5月～)

- NEXT21(1Fアトリウム)
- 新潟市役所本館
- クロスパル新潟
- 下越病院
- 狐の嫁入り屋敷
- 新潟市亀田駅前地域交流センター
- 秋葉区役所
- 環境と人間のふれあい館
- 阿賀野市安田交流センター
- 五泉市村松支所



展示状況(五泉市役所)



展示状況(アピタ新潟亀田店)



展示状況(阿賀野市立図書館)

巡回パネル展で寄せられたご意見・ご感想

【東区役所】

3/14日「集」に参考になり、この歴史を振り返っていただきました。
 普段見慣れたこの風景を思い出してか、出来たことか、思い出が
 多く、東区野山に信じて約50数年経過しています。
 野山の新田が下木戸から流れて395年にこの川に...
 命の信じて...この歴史を大切にしたいと
 思っています。私自身もこの中継地です。
 この歴史を学んだことは、災害の歴史を知ることが
 できると思います。後継に利用されても...です。
 資料も一部は残っています。今後にも利用されても...です。

私は昭和10年頃、今84歳です。
 幼少時にこの川に...ました。

私は親戚の小規模の堤防に、この川に...
 一人の参考...の折は...川...
 ...ました。

① 3/17 (現胎内市黒川出身です(今は東区在住))
 昭和42年の羽越水害8.28は、小学校3年の
 夏休みの夜に経験し、夜8時には「家中まで」
 水が流れてきました。近所と連絡を取り安全な所に
 避難しました。
 前夜からの土砂降りでした。雨の止む間も続きました。
 行政からの情報は、いつも不安な夜を過ごしました。

② 3/17 (8.28水害を悪影響を蒙りました)
~~家~~ 家が危ないと言われ、着の身着のまま外に出たら
 庭と道は海の様になっていて、子供の膝の高さの中を
 足を引、はらされて歩きました。
 避難場所は100m先の新築(はばか)の作業小屋の2F
 でした。夜7時には、近所へ連絡し、5分ほどで避難しました。
 手拭を付けたシューズを履いて、石を踏みかました。
 野球中継でかきこいました。
 何となく水害の情報が...です。
 兄は1軒の母子が、命が危ない(たらい)に乗せられて
 来たと言い、手足、顔が濡らされていました。
 1) 深夜2時半頃、小家の窓から外を見たら、普通段歩の
 いる道は、濁流に埋まり、黒い水が流れていました。
 2) 母は、神様、仏様、助けて下さいと祈り続けていました。
 大人は朝に「おはよう」といって、寝たかと言いました。
 3) 起きて即ちお風呂で、そのまま死に行かぬかと...
 4) 生きて始めて、長い夜を過ごしました。 → 次へ
 恐怖の中

巡回パネル展で寄せられたご意見・ご感想

【東区役所】

③ 続かず
 (3/17) (昭和42年6月28日水害の経験者(当時お母さん))

翌朝、家の前に作てきたら道路も庭も家中も
 すべて(山から流れてきた)砂で埋まっていたのでお休け所がありませんでした。

幸い近所の人達はすべて無事であった事(お母さん)分りました。

水害の恐ろしさは、周りの状況で分からない。

避難訓練もしているが、大抵の判断力で動くしかない。

(構築乱文にて)

Q 昭和42年6月28日水害 経験者(当時お母さん)

3/17 水害のおそろしさがわかりました。

3月25日
 *お母さんする所を、決めようと思っただ。(^^)

【新津地域交流センター】

3月30日
 ・気がしよきをつけています。

3月30日
 地図は重要なお道具。古い地図をいまだに使っていますが、今の状況の
 変化になるとは思いません。

3月31日
 二、最近地球温暖化の影響により雨の量が増え、洪水の起こる確率が20%倍
 になると分かりました。また阿賀野川が氾濫すると
 海抜が低い地域が多いため被害が広範囲に及びることが分かりました。
 そのため洪水情報がSNSなどですぐに知ることが出来るのはとても助か
 ります。平成23年7月に新潟・福島豪雨出水でも多くの漏水被害が発生
 したのど、今後浸透対策に期待しています。私自身も避難場所を確認する
 などしていつ水害が起きても落ち着いて適切な行動がとれるように対策
 したいと思っています。

4) 自然災害伝承碑に係る依頼について

事務連絡
令和元年5月7日

北陸地方整備局 企画部長 殿

国土地理院 北陸地方測量部長

『自然災害伝承碑』の既存資料の提供等について（協力依頼）

平素より国土地理院の業務についてご理解・ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

既に4月12日の企画部長等連絡会議、19日の統括防災官連絡会議、22日の防災室長会議、25日の災害対策マネジメント室長会議、26日の地方整備局長等連絡会議等において協力依頼させていただいているところですが、各地区の災害の教訓を後世に伝承するため、国土地理院では新たに地図記号「自然災害伝承碑」を制定し、6月よりウェブ地図サービス『地理院地図』で、また9月より2万5千分1地形図で、それぞれ順次掲載を開始する予定としております。これに向けて当地方測量部においても、管内の市町村への周知を行っているところです。

「自然災害伝承碑」の地図等への掲載は、原則として当該市町村長からの申請によることとしておりますが、市町村からの申請を促すため、現在、当地方測量部では、管内の自然災害伝承碑に関する情報収集を行っており、その情報を市町村にお伝えすることを考えています。こうした取組の参考資料として活用させていただくため、貴局がこれまでに取り組まれてきた自然災害伝承碑に関する調査成果等の既存資料がございましたら、ご提供くださいますようお願いいたします。また、様々な機会を活用して本取組の趣旨について市町村へ周知いただけるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、別添資料をご参照ください。

別添1：『自然災害伝承碑』の資料提供等のお願い

別添2：自然災害伝承碑ご登録のお願い（自然災害伝承碑リーフレット）

別添3：「自然災害伝承碑の地図化を通じた災害教訓の周知・普及」の取組（自然災害伝承碑リーフレット）

別添 1

『自然災害伝承碑』の資料提供等のお願い

令和元年 5 月 7 日
国土地理院北陸地方測量部

地方整備局長等連絡会議（4 月 26 日（金））その他の会議において、国土地理院の「自然災害伝承碑」に関する取組について貴局への協力をお願いしているところですが、以下の要領で資料提供等について、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 既存資料の提供のお願い

自然災害伝承碑（以下、「伝承碑」）に関して、貴局でこれまでに作成・保有等されております報告書、地域情報、冊子資料、ウェブサイト等がございましたら、ご提供をお願いいたします。

伝承碑の地理院地図等への掲載は、各市町村長からの申請に基づいて行います。この申請を促すため、国土地理院では、ご提供いただいた情報や、その他独自に収集した情報等を用いて伝承碑に関する情報を整理し、これをあらかじめ市町村へ提供することを考えております。

ご提供いただいた資料は、上記の目的で利用します。このため、資料は公開されているものだけではなく、内部資料（お手持ちの資料）でも構いません。あくまでも今後の作業の参考資料として利用させていただくものであり、いただいた情報を直接そのまま公開等することはございません。また、公開等が困難な情報がありましたら、併せてお伝えいただければ幸いです。

ご提供いただく情報の内容や形式等は、特に定めておりませんので、自由な形態で資料提供をお願いします。以下のような情報がございましたら、ご提供いただけますと今後の取組に資すると考えております。

- 伝承碑の名称や対象の災害の内容
- 伝承碑の写真
- 伝承碑の所在地（設置場所）

なお他地域ですが、これまでの国土地理院での検討に当たっては、例えば下記のウェブサイトの情報を活用させていただいています。同様のウェブサイトが運営されているようでしたら、URL や原資料や掲載データなど、可能な範囲で提供をお願いいたします。

例) 東北地方整備局 震災伝承ネットワーク協議会事務局：震災伝承施設

(<http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/sisetsu/facility/>)

関東地方整備局 利根川上流河川事務所：歴史散歩「利根川の碑」

(http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo_index025.html)

2. 市町村への周知のご協力をお願い

貴局管内の事務所等において、市町村の関係者が参加する会議等を開催する際に、本取組についてご紹介いただけますと、市町村の理解がより得られるものと考えておりますので、合わせてご協力をお願いします。なお、別添 2 のリーフレットが、市町村向けのご案内となっておりますので、こちらをご活用いただければ幸いです。

3. スケジュールなど

国土地理院では、伝承碑の情報をウェブ地図（地理院地図）で本年 6 月中を目途に公開する予定としており、現在これに向けて作業を進めております。

資料等のご提供については、随時受け付けておりますが、早期にできるだけ数多くの伝承碑を掲載するため、可能であれば5月20日（月）までに資料提供をお願いいたします。

なお、本取組に関して不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

（当地域の窓口、資料等の提出先）

国土地理院 北陸地方測量部 担当者 横川 薫

連絡先 076-441-0888 yokokawa-k96mw@mlit.go.jp

（本取組の全体について）

国土地理院 応用地理部地理情報処理課 自然災害伝承碑 PT

gsi-denshou@gxb.mlit.go.jp

自然災害伝承碑ご登録のお願い (市町村の方向け)

国土地理院では、2019年度から「自然災害伝承碑」の情報を市町村と連携して収集を開始します。そのため、貴市町村管内に自然災害伝承碑が建立されておりましたら、登録にご協力をお願い致します。

自然災害伝承碑の登録イメージ図

市町村

防災担当部局等
・伝承碑情報の調査
・各種申請様式の作成

申請書

調書

写真

フィードバック

国土地理院

地方測量部等
・管内市町村からの情報とりまとめ
・情報のフィードバック

自然災害伝承碑の詳しい登録方法につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

「自然災害伝承碑」の取組

<http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html>



「自然災害伝承碑の地図化を通じた 別添3 国土地理院 災害教訓の周知・普及」の取組

西日本豪雨災害から学ぶ教訓

教訓：自然災害伝承碑の教訓伝承の重要性

- 広島県坂町小屋浦地区では、111年前に土砂災害があった旨の石碑が設置されている
- 避難勧告を受けた避難率は町全体の半分

<避難勧告が出されて2時間後までの避難率>
坂町全体：3.9% 小屋浦地区：1.9%



取組目的

国土地理院では、2019年度から災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、過去の自然災害に関する石碑やモニュメントなど「自然災害伝承碑」を地形図等に掲載していきます。これにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指します。

地理院地図における
表示イメージ



2万5千分1地形図における
表示イメージ



「自然災害伝承碑」とは？

- ◆ 過去に発生した津波、洪水、火山災害、土砂災害等の自然災害に係る事柄（災害の様相や被害の状況など）が記載されている石碑やモニュメント。
- ◆ これら自然災害伝承碑は、当時の被災状況を伝えると同時に、当時の被災場所に建てられていることが多く、それらを地図を通じて伝えることは、地域住民による防災意識の向上に役立つものと期待されます。



自然災害伝承碑
(水害碑：広島県坂町)



【参考】防災基本計画

国及び地方公共団体は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、(略)各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し(略)広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

※画像はイメージです。

「表示イメージ」と「活用イメージ」

表示イメージ

国土地理院では、本年6月から「地理院地図」において、全国各地に建立されている自然災害伝承碑に関する情報（位置や伝承内容など）の公開を開始します。



※本イメージは現時点でのものです。
公開時には若干の変更があり得ます。

※自然災害伝承碑を示すアイコン

活用イメージ

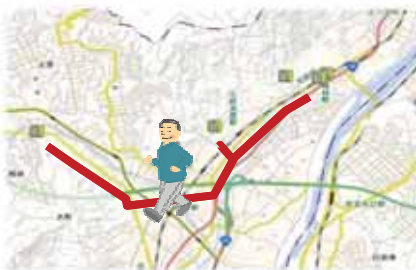
学校における 学習教材



身近な災害履歴を学ぶための学習教材として、小中学校で活用いただく。

地理教育や防災教育
への貢献

地域探訪の 目標物



歩こう会などの探訪コースを設定する際の目標物とすることで、参加者が地域を歩きながら自然と過去の災害情報に触れる機会を創出する。

防災に対する関心を
高めるきっかけ

防災地図の素材



自然災害伝承碑の情報などを素材とした防災地図を、児童生徒が現地調査を交えながら作成する。

児童生徒やそのまわりの
大人の防災意識向上